

一般財団法人 児童健全育成推進財団 健全育成研究助成

2019 年度 第 5 回助成研究報告書

研究テーマ

児童館活動における

子どもの権利の尊重についての検討

報告者：山藤宏子

- 目次 -

第1章 児童館ガイドラインの認知と児童健全育成活動の実際
研究担当者：前川洋子 山藤宏子


I.	問題と目的	2
II.	第1研究	4
	II-1. 目的	
	II-2. 方法	
	2-(1) 調査方法	
	2-(2) 調査内容	
	2-(3) 倫理的配慮	
	2-(4) 分析方法	
	II-3. 仮説	
	3-(1) 認知度	
	3-(2) 地域性	
	3-(3) 子どもの権利条約の認知度	
	3-(4) 改定児童館ガイドラインの認知度	
	3-(5) 雇用形態属性の認知度	
	II-4. 結果	
	4-(1) 子どもの権利条約と児童館ガイドラインの認知と活用	
	4-(2) 職員の雇用形態	
	4-(3) 雇用形態と地域の関係	
	4-(4) 子どもの権利条約の条文認知と地域、雇用形態の関係	
	4-(5) 児童館ガイドラインの内容認知と地域、雇用形態の関係	
	4-(6) 子どもの権利条約・児童館ガイドラインの認知と地域・雇用形態の関係	
	II-5. 考察	
III.	第2研究	21
	III-1. 目的	
	III-2. 調査方法	
	III-3. 分析1 現場のナラティブから見る児童健全育成活動	
	3-(1) 方法	
	3-(2) 結果	

III-4.	分析 2 児童館ガイドラインが示す 3 つの特性と児童健全育成活動	
4-(1)	方法	
4-(2)	結果	
III-5.	考察	
IV.	第 1 章 総合考察	30
V.	引用・参考文献	33
VI.	資料	34

第 2 章 児童館への活動状況のヒヤリング

調査担当者：氏家博子 加藤純子 小玉絹江

ヒヤリング対象児童館	46
(1)	豊島区中高生センタージャンプ東池袋（東京都豊島区）
(2)	北区浮間子ども・ティーンズセンター（東京都北区）
(3)	八王子中野児童館（東京都八王子市）
(4)	品川区東大井児童センター（東京都品川区）
(5)	目黒区平町児童館（東京都目黒）
(6)	ぐんまこどもの国児童会館（群馬県太田市）
(7)	市川市中央こども館（千葉県市川市）



第1章

児童館ガイドラインの認知と

児童健全育成活動の実際

研究担当者

前川洋子（豊岡短期大学）

山藤宏子（草苑保育専門学校）

I. 問題と目的

待機児童解消・保育所の増加に伴い、学童保育・児童館の需要が急増している。2018年10月、7年ぶりに「児童館ガイドライン」が改定され、6項目25節であったものが9章39項目へと大幅に増加した。新設の総則では、児童館の特性として「拠点性」「多機能性」「地域性」を掲げ、同じく新設の2章「子ども理解」では乳幼児期、児童期、思春期に分けて子どもの発達面の特徴を記述、3章「児童館の機能と役割」、4章「児童館の活動内容」では、子ども同士の遊びを通じた健全育成の支援をはじめ、子育て支援、子どもの居場所となる環境づくりが盛り込まれている。「改正児童館ガイドラインの理解を促すための調査研究」（植木ら, 2019）によると、「旧ガイドラインについて読んだことがあり内容まで理解している」と回答した児童館は62.4%あり、運営については「旧ガイドラインに沿った運営ができているところもあるが十分ではない」40.5%、「旧ガイドラインに沿った運営ができている」40.2%、「さらに独自の活動も付加した運営ができている」19.1%と報告されており、2011年に策定された旧児童館ガイドラインが十分に活動に反映されているとは言い切れない状況であったことがうかがえる。本研究に着手し、調査を開始する時期は新たな児童館ガイドラインが施行されて約6ヶ月が過ぎた時点となるので、半年間で新たな児童館ガイドラインが児童館職員にどの程度認知・理解されているのかを確認することができる。

また、新たな児童館ガイドラインは、全章に渡って児童福祉法改正及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示されている。1994年に我が国が批准した子どもの権利条約は、子どもの人権を認め、特別な保護や配慮が必要な子どもの権利についても定めているものであり、第3条（子どもの最善の利益）、第6条（生命への権利、生存発達の確保）、第12条（子どもの意見尊重）、第31条（休息・余暇、遊び、文化・芸術的生活への参加）等、児童館活動に直接関係すると思われる条文も含まれている。本研究では、2018年10月に改訂された新たな児童館ガイドラインが児童館活動の現場でどのように理解され、実行されているかを調査すると共に子どもの権利条約との関連を明らかにし、今後の児童館活動や学童保育施設での児童の健全育成に寄与することを目的とする。

なお、本研究においては 2018 年 10 月 1 日に改正を通知されたガイドラインを「児童館ガイドライン」と記すこととする。

Ⅱ. 第 1 研究

1. 目的

本研究の第 1 研究では、現在、主に首都圏において子どもの権利条約と児童館ガイドラインがどのように認知され、理解されているか、また子どもの権利条約の認知と児童館ガイドラインの認知との関連を量的側面から分析し、児童館活動における子どもの権利の尊重に寄与することを目的とする。

2. 方法

2-(1) 調査方法

- ・対象者：首都圏の児童館と、そこに勤務する館長・正規職員・非常勤の 3 名
- ・対象数：児童館 596 館 個別回答者 1,788 人
- ・実施場所：草苑保育専門学校（東京都豊島区目白 3-17-11）
- ・実施期間：2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日

2-(2) 調査内容

- ・質問紙（自由記述を含む）
 - 児童館ガイドラインと子どもの権利条約についての質問紙調査(資料 1)
 - 児童館の運営に関する情報のみの回答を求める基本的質問事項調査(資料 2)

2-(3) 倫理的配慮

館長、正規職員、非常勤の 3 名に対する質問紙は、無記名とし、個々に返信できるようそれぞれに返信用封筒を添付する配慮をした。この研究の目的を説明した上で参加は任意であることを伝え、精神的な苦痛や不利益を与えることのないよう配慮を行う。個人情報取得・保管に関して十分な配慮を行ない、安全性を確保している。未返信、または全未回答は研究同意不許可とする。

研究担当者の豊岡短期大学倫理審査委員会の承認を受けた。(承認番号第 2019-02 号)

2-(4) 分析方法

質問紙の回答は全てデータ化し、実施場所である草苑保育専門学校内のパソコンに保存管理し、量的分析を試みた。また、分析の一部は株式会社サーベイリサーチセンター(広島市中区立町 2-29)に依頼し研究者 2 名(前川・山藤)でバッテリー分析を行った。

3. 仮説

3-(1) 認知度

児童館に勤める者は、おおむね子どもの権利条約も児童館ガイドラインも認識している。しかしながら、児童館ガイドライン自体は知っているが、全内容を把握しているのではなく、子どもの権利条約についても国連から勧告されていることなど条約の動向については知らないであろう。その原因としては、国の発信力が弱いため周知度が低い、また、児童館職員は日々の業務が多忙なためアップデートされにくい環境にいることなどがあげられるのではないかと推察される。

また、過去に多くの地域で定められた「子どもの権利条例」が現在の児童育成に対して効果的な影響を与えていないかもしれないという仮説を立てた。

3-(2) 地域性

地域性と認知度の相関関係があるか否か

東京都の認知度は西高東低の傾向にあるであろう。東京の東側、いわゆる下町と呼ばれるエリアは隣人同士における人情が厚く土着的な人間関係の中に生活があり、児童館の機能が地域に密着している。対して東京の西側は戦後、高度経済成長期と共に人口が増えていったエリアである。地方からの人口流入を受け発展してきた西側(23区以外)は多摩地域に代表されるように核家族、共働きが多く、昔から土地に生まれ育った人々ではない。希薄な地域意識が認知度と関係があると仮説を立てた。

埼玉は南部、千葉は西部、人口が多い地域は認知度が高いと予想した。それは東京勤務のベッドタウン機能が起因すると考えられる。共働きの核家族、特に地方から転居してきたニューファミリーは勤務地である東京にアクセスしやすい地域に生活拠点を構えるため、子どもも多く児童館の利用度は高い。そこで利用度に比例して職員の認知度も高いと仮説を立てた。運営側も日常的に多忙ではあるが、責任も比例すると考えると自ずと意識も高いであろうと考えた。

地域別認知度の有意差は利用度と相関関係がある。多くの利用が意識を高めていると考えた。しかし、東京都は共働き家族の人口が多く、利用度と認知の関係が明るくないだろうと予想し、地域的特色からも考察を加え仮説を立てた。

3-(3) 子どもの権利条約の認知度

認知度が高いと思われる条文の特徴と傾向については、話題になりやすい、見聞の機会が多い、わかりやすい、自身の関心が高い等の条文の認知度が高いのではないかと考えた（第2条 差別 第19・第34 虐待 第23条 障害 第28条 教育）。反対に話題になりにくく、見聞の機会が少ない、難しい、自身の関心が低い等の条文は認知度が低いと予想した（第4条 締約国義務 第40条 少年司法 第41条 既存の権利）。

また、我が国が単一民族であること、日本国憲法第9条「戦争放棄」、儒教に基づく家族・親子観等日本人特有の文化や思想に起因し、グローバルな視点を持つ子どもの権利条約に対しての親和性は高くなく、それに関連する条文の認知度は低いと仮説を立てた。（第7条 名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利 第10条 家族再会のための出入国 第11条 国外不法移送 第22条 難民 第30条 少数・先住民 第38条 武力紛争 第39条 犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰）

3-(4) 児童館ガイドラインの認知度

児童館ガイドラインについては、運営に直接関連する条文の認知が高く（第3章 機能役割 第4章 活動内容 第6章 運営）、反対に該当型が異なれば関心が低いであろうと考えた（第9条 大型児童館）。子どもの権利条約に比べて児童館職員に直接関係がある、いわば自分たちのルールブックの改定であるが、日々時間が十分に確保されない現場の職員たちは、児童館ガイドラインの認識はあるが、改定された内容の理解までは深まっていないだろうと仮説を立てた。

また、児童館ガイドライン認知と子どもの権利条約の認知には相関関係があると仮説を立てた。

3-(5) 雇用形態属性の認知度

立場上の責任の重さ、意識の差を鑑みると雇用形態の属性と責任に比例であろう。

4. 結果

質問紙は、東京都 325 千葉県 82 埼玉県 126 神奈川県 63 の合計 596 の児童館に送付、依頼した(表 1-1)。返信は、東京東部 61 西部 63 千葉 18 埼玉 37 神奈川 6 無記入 3 の合計 188 児童館からあり回収率 31.5%であった(表 1-2)。

表 1-1 調査依頼先件数

依頼先	件数
東京都	325
埼玉県	126
千葉県	82
神奈川県	63
合計	596

表 1-2 回答児童館数

地域	件数
東京都東部	61
東京都西部	63
埼玉県	37
千葉県	18
神奈川県	6
無記入	3
合計	188

東京都は他県に比べて児童館数が多いため、中央部を除き、東京都保健福祉局の 23 区区分に従って東部（足立区・荒川区・葛飾区・台東区・墨田区・江戸川区・江東区）と西部（北区・板橋区・豊島区・練馬区・中野区・杉並区・世田谷区・目黒区・品川区・大田区）に分けた。神奈川県は回答数が少ないため量的分析として有効性が低いと判断、今回の分析対象からは除外した。

4-(1) 子どもの権利条約と児童館ガイドラインの認知と活用

首都圏の児童館とそこに勤務する館長・正規職員・非常勤の 3 名質問紙の回答をデータ化し、児童館活動における児童館ガイドラインと子どもの権利条約の認知、活用についての量的分析を行った結果をあげる。子どもの権利条約、児童館ガイドラインの認知、活用を東京都東部、西部、千葉、埼玉に対し 5 件法回答の結果を述べる。

問.1 子どもの権利条約を知っているか？

5 件法回答選択. ①よく知っている②知っている③どちらでもない④あまり知らない⑤全く知らないで調査を行った結果、最も高い選択肢②の割合は、東京都東部 55.5% 東京都西部 71.3% 千葉 53.5% 埼玉 67.5%であった。

問.2 日本が国連子どもの権利委員会から度々勧告を受けていることを知っていますか？

5 件法回答選択. ①よく知っている②知っている③どちらでもない④あまり知らない⑤全く知らないで調査を行った結果、最も高い選択肢④の割合は、東京都東部 42.7% 東京都西部 37.5% 千葉 51.2% 埼玉 47.5%であった。

問.3 児童館ガイドラインを知っていますか？

5 件法回答選択. ①よく知っている②知っている③どちらでもない④あまり知らない⑤全く知らないで調査を行った結果、最も高い選択肢②の割合は、東京都東部 48.9% 東京都西部 66.3% 千葉 62.8% 埼玉 68.8%であった。

問.4 活動は児童館ガイドライン・子どもの権利条約を意識して企画・運営されていると思いますか？

5 件法回答選択. ①思う ②やや思う ③どちらでもない ④やや思わない ⑤思わないで調査を行った結果、最も高い選択肢は各エリアによって異なり、東京都西部を除くエリアでは、最も高い選択肢と第2位選択肢と僅差であった。東京都東部②30.5% ③32.8% 東京都西部②41.3% 千葉①44.2% ②41.9% 埼玉①37.5% ②36.3%であった。東部は②③が近い値であることは強く思うことも、思わないこともない中間的な感覚。西部、千葉、埼玉は①②が近い値であり、①②を合わせると千葉は 86.1%と高い割合になる。これは児童館ガイドライン、子どもの権利条約を意識して企画運営していると自信を持っている結果であろう。

問.5 活動は子どもの発達の連続性を意識して企画・運営されていると思いますか？

5 件法回答選択. ①思う ②やや思う ③どちらでもない ④やや思わない ⑤思わないで調査を行った結果、最も高い選択肢②の割合は、東京都東部 33.6%

東京都西部 43.8% 埼玉 35.0%であった。その中で千葉は①の「思う」の割合が44.2%と高かった。②「やや思う」27.9%を合わせると72.1%が自分の勤める児童館は子どもの発達の連続性を意識して企画運営されていると思っているのである。

4-(2) 職員の雇用形態

職員の雇用形態ごとの有効回答数を表 1-3 に示す。

表 1-3 有効回答数

	正規	非常勤	パート	その他	地域合計
東京東部	88	15	26	1	130
東京西部	60	17	2	1	80
埼玉	49	16	8	7	80
千葉	26	11	3	3	43
雇用形態合計	223	59	39	12	333

全体構成比は正規 67.0% 非正規(非常勤、パート、その他)33.0%

4-(3) 雇用形態と地域の関係

問.1 子どもの権利条約を知っているか

「よく知っている」と「知っている」を合わせた認識している割合は全体 70.6%

東京東部 正規 70.5% 非正規 42.9% 東京西部 正規 91.7% 非正規 70.0%

埼玉 正規 79.6% 非正規 54.8% 千葉 正規 80.8% 非正規 52.8%

問.2 日本が国連子どもの権利委員会から度々勧告を受けていることを知っていますか

「よく知っている」と「知っている」を合わせた認識している割合は全体 25.8%

東京東部 正規 21.6% 非正規 9.5% 東京西部 正規 41.7% 非正規 30.0%

埼玉 正規 22.4% 非正規 25.8% 千葉 正規 34.6% 非正規 23.5%

問.3 児童館ガイドラインを知っているか

「よく知っている」と「知っている」を合わせた認識している割合は全体 68.5%

東京東部 正規 62.5% 非正規 42.9% 東京西部 正規 88.3% 非正規 45.0%

埼玉 正規 81.6% 非正規 64.5% 千葉 正規 88.5% 非正規 58.8%

問.4 活動は児童館ガイドライン・子どもの権利条約を意識して企画・運営されていると思いますか

「思う」と「やや思う」を合わせた認識している割合は全体 66.7%

東京東部 正規 50.0% 非正規 42.9% 東京西部 正規 85.0% 非正規 55.0%

埼玉 正規 75.5% 非正規 77.4% 千葉 正規 96.2% 非正規 70.6%

問.5 活動は子どもの発達の連続性を意識して企画運営されていると思いますか

「思う」と「やや思う」を合わせた認識している割合は全体 62.2%

東京東部 正規 55.7% 非正規 42.9% 東京西部 正規 76.7% 非正規 70.0%

埼玉 正規 57.1% 非正規 67.7% 千葉 正規 76.9% 非正規 64.7%

4-(4) 子どもの権利条約の条文認知と地域、雇用形態の関係

問.1 子どもの権利条約で知っている条文

認知度上位

1.)第2条差別の禁止 73.0% 2.)第1条子どもの定義 69.1% 3.)第28条教育への権利 65.5% 4.)第3条子どもの最善の利益 64.6% 5.)第6条生命への権利、生存発達の確保 61.3%

認知度下位

1.)前文 8.1% 2.)無回答 10.8% 3.)第11条国外不法移送・不返還の防止 19.5% 4.)第41条既存の権利の確保 20.7% 5.)第25条医療施設等に措置された子どもの定期的審査 21.3%

問.2 子どもの権利条約の理解度と雇用形態と地域の関係性

【東京東部地域】

・正規職員

認知度上位

1.)第2条差別の禁止 71.6.% 2.)第1条子どもの定義 68.2% 3.)第3条子どもの最善の利益 61.6% 4.)第28条教育への権利 53.4% 5.)第6条生命への権利、生存発達の確保 50.0%

認知度下位

1.)前文 2.)第41条既存の権利の確保 3.)第11条国外不法移送・不返還

の防止 4.) 第4条締約国の実施義務、第25条医療施設等に措置された子どもの定期的審査、第36条他のあらゆる形態の搾取からの保護、第37条死刑・拷問の禁止、自由を奪われた子どもの訂正な取り扱い

・非正規職員

認知度上位

1.) 第2条差別の禁止 81.0% 2.) 第1条子どもの定義 69.0% 3.) 第28条教育への権利 61.9% 4.) 第13条表現・情報の自由と第19条親による虐待・放任・搾取からの保護 59.5% 5.) 第6条生命への権利、生存発達の確保 57.1%

認知度下位

1.) 前文 2.) 無回答 3.) 第4条締約国の実施義務と第11条国外不法移送・不返還の防止 4.) 第8条アイデンティティの保全、9条親からの分離禁止と分離のための手続き、10条家族再会のための出入国、25条医療施設等に措置された子どもの定期的審査、30条少数者・先住民の子どもの権利

【東京西部地域】

・正規職員

認知度上位

1.) 第3条子どもの最善の利益 86.7% 2.) 第28条教育への権利 85.0%
3.) 第1条子どもの定義、第2条差別の禁止、第13条表現・情報の自由 83.3%

認知度下位

1.) 前文 2.) 無回答 3.) 第11条国外不法移送・不返還の防止 4.) 第10条家族再会のための出入国 5.) 第37条死刑・拷問の禁止、自由を奪われた子どもの訂正な取り扱いと第41条既存の権利の確保

・非正規職員

認知度上位

1.) 第2条差別の禁止 75.0% 2.) 第1条子どもの定義と第3条子どもの最善の利益 70.0% 4.) 第19条親による虐待・放任・搾取からの保護と第28条教育への権利 65.0%

認知度下位

1.) 無回答 2.) 前文 3.) 第11条国外不法移送・不返還の防止 4.) 第4条締約国の実施義務と第22条難民の子どもの保護・援助の権利と25条医療施設等に措置された子どもの定期的審査と第39条犠牲になった子どもの心身の

回復と社会復帰

【埼玉県】

・正規職員

認知度上位

- 1.) 第2条差別の禁止 75.5%
- 2.) 第1条子どもの定義と第3条子どもの最善の利益と第28条教育への権利 69.4%
- 5.) 第6条生命への権利、生存・発達の確保 65.3%

認知度下位

- 1.) 無回答
- 2.) 前文
- 3.) 第25条医療施設等に措置された子どもの定期的審査
- 4.) 第10条家族再会のための出入国と第4条締約国の実施義務と第11条国外不法移送・不返還の防止と第41条既存の権利の確保

・非正規職員

認知度上位

- 1.) 第28条教育への権利 58.1%
- 2.) 第2条差別の禁止 54.8%
- 3.) 第23条障害児の権利 51.6%
- 4.) 第13条表現・情報の自由と第19条親による虐待・放任・搾取からの保護 48.4%

認知度下位

- 1.) 第11条国外不法移送・不返還の防止
- 2.) 第41条既存の権利の確保
- 3.) 第4条締約国の実施義務と第37条死刑・拷問の禁止と第40条少年司法

【千葉県】

・正規職員

認知度上位

- 1.) 第19条親による虐待・放任・搾取からの保護 73.1%
- 2.) 第2条差別の禁止と第3条子どもの最善の利益と第6条生命への権利、生存・発達の確保と第28条教育への権利 69.2%

認知度下位

- 1.) 前文
- 2.) 無回答
- 3.) 第25条医療施設等に措置された子どもの定期的審査 23.1%

・非正規職員

認知度上位

1.) 第1条子どもの定義 76.5% 2.) 第6条生命への権利、生存・発達の確保 70.6% 第3条子どもの最善の利益と第28条教育への権利 64.7%

認知度下位

1.) 前文 2.) 第10条家族再会のための出入国と第11条国外不法移送・不返還の防止と第30条少数者・先住民の子どもの権利と第36条他のあらゆる形態の搾取からの保護と第41条既存の権利の確保 11.8%

4-(5) 児童館ガイドラインの内容認知と地域、雇用形態

問.1 児童館ガイドラインで知っている章

上位から 1.) 第3章児童館機能・役割 82.0% 2.) 第4章児童館の活動内容 77.2% 3.) 第5章児童館の職員 76.6% 4.) 第8章家族・学校・地域との連携 73.0% 5.) 第2章子どもの理解 72.7% 6.) 第6章児童館の運営 70.9% 7.) 第7章子どもの安全対策・衛生管理 65.5% 8.) 第1章総則 60.7% 9.) 第9章大型児童館の機能・役割 52.3% 無回答 12.3%

問.2 児童館ガイドラインの理解度と雇用形態と地域の関係性

児童館ガイドライン各章題を表 1-4 に示す。

表 1-4 平成 30 年 10 月 1 日 児童館ガイドラインの改正について 厚生労働省

児童館ガイドライン		
第 1 章総則	第 2 章子どもの理解	第 3 章児童館の機能・役割
第 4 章児童館の活動内容	第 5 章児童館の職員	第 6 章児童館の運営
第 7 章子どもの安全対策・衛生管理	第 8 章家族・学校・地域との連携	
第 9 章大型児童館の機能・役割		

【東京東部地域】

・ 正規職員

認知度上位 1.) 第3章 69.3% 2.) 第5章 67.0% 3.) 第2章 65.9%
4.) 第6章 63.6%

認知度下位 1.) 無回答 19.3% 2.) 第7章 35.2% 3.) 第9章 38.6%

・非正規職員

認知度上位 1.)第3章と4章 69.0% 3.)第5章と第8章 64.3%
4.)第7章 61.9%

認知度下位 1.)無回答 23.8% 2.)第9章 38.1% 3.)第1章 50.0%

【東京西部地域】

・正規職員

認知度上位 1.)第3章 95.0% 2.)第5章 93.3%
3.)第2章と4章6章 91.7%

認知度下位 1.)無回答 5.0% 2.)第9章 68.3% 3.)第1章 78.3%

・非正規職員

認知度上位 1.)第3章 80.0% 2.)第8章 70.0% 3.)第5章と第7章 60.0%

認知度下位 1.)無回答 20.0% 2.)第9章と第1章 35.0%

【埼玉県】

・正規職員

認知度上位 1.)第3章 91.8% 2.)第2章 89.8% 3.)第5章と第8章 87.8%

認知度下位 1.)無回答 4.1% 2.)第9章 67.3% 3.)第1章 73.5%

・非正規職員

認知度上位 1.)第3章4章 80.6% 2.)第7章 77.4% 3.)第8章 71.0%

認知度下位 1.)無回答 12.9% 2.)第9章 51.6% 3.)第1章 58.1%

【千葉県】

・正規職員

認知度上位 1.)第3章 96.2% 2.)第4章と第6章 92.3%

3.)第2章と第8章 88.5%

認知度下位 1.)無回答 0.0% 2.)第1章 76.9% 3.)第9章 80.8%

・非正規職員

認知度上位 1.)第3章と4章と第5章 88.2% 2.)第7章 64.7%

3.)第8章 58.8%

認知度下位 1.)無回答 5.9% 2.)第9章 35.3% 3.)第1章 41.2%

4-(6) 子どもの権利条約・児童館ガイドラインの認知と地域・雇用形態の関係

子どもの権利条約と児童館ガイドラインの認知度と地域と雇用形態の関係性を以下、表 1-5 に示す。

東京西部地域は雇用形態に関わらず、子どもの権利条約の理解度が高い。児童館ガイドラインは正規と非正規の差が出ている。正規職員は児童館ガイドラインも高い認知度である。千葉は雇用形態に差はあれ、子どもの権利条約も児童館ガイドラインも認知度が高い。東京西部と千葉県周辺エリアが子どもの権利と児童館について関心が高いといえる。

表 1-5 子どもの権利条約と児童館ガイドラインの認知度と地域と雇用形態の関係

	子どもの権利		児童館ガイドライン	
	正規	非正規	正規	非正規
東京東部	70.5	42.9	62.5	42.9
東京西部	91.7	70.0	88.3	45.0
埼玉	79.6	54.8	81.6	64.5
千葉	80.8	52.8	88.5	58.8

5. 考察

子どもの権利条約の認知について

児童館に勤める子どもに関わる職員はおおむね子どもの権利条約の認知度は高く、子どもの権利条約を「全く知らない」あるいは「あまり知らない」の回答が全体で約 20%あるのは、学生バイトやパートといった非正規職員を含むことが要因であると考えられる。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが大人（18 歳以上 80 代まで）27,851 人に対して行った全国調査(2019)では、子どもの権利条約に関して、2.2%が「内容までよく知っている」、42.9%が「聞いたことがない」と回答した。この調査に比べて、本研究の調査対象である児童館の職員は認知度と理解度も高い。それは一般成人と児童に関わる職業者との差であろう。ところが、本研究の「日本が国連子どもの権利委員会から度々勧告を受けていることを知っているか」という問には「全く知らない」あるいは「あまり知らな

い」の回答が約 65%と、半数以上の職員が知らないことを示す結果となった。子どもに関わることを業いとする者として、子どもの権利条約自体は認知しているが、内容まで理解度が高いわけではないことが表出した。このことは前述した認知度が高いという中には理解度は含まれないことを示唆するものでもある。

日本において多くの大人は、「子ども」は家族構成の一成員であり、家庭とは子どもが育つ場を意味し、子どもが成人（社会化）するまでは保護者の養育責任の元、保護者に従って育つ存在であるといった観念を根底に持っているのではないだろうか。こうした概念によって、子どもの権利条約の周知理解を深める機会を大人側が希薄にしてしまっている限り、子どもが権利の主体であることへの理解が深まっていけない。国の姿勢が弱いのも、大人側の子ども観、家族観が一因になっていると言えよう。

さらに言えば、過去に多くの地域で定められた「子どもの権利条例」が現在の児童育成に対して効果的な影響を与えていない現実があるのかもしれない。子どもは地域に根付いた関係性から教育と同様、地方行政が主に管轄する所以である。しかし、地域社会で子どもを育成することや関係性が希薄になってきた現代社会では、政府が国レベルで周知、理解を深める必要がある。しかしながら、大人側に内包された子ども観がある限りは、残念ながらあまり期待できないであろう。これは今後、我々大人の課題であり、子どもの権利について世界動向を含め、理解を深める活動を積極的に推進していかなければならない。翻って地域に根付いた児童館こそが、子どもの権利条約を正しく発信する拠点地となる役割を担うことが期待される。

地域性と子どもの権利条約の認知に関係があるか否か、仮説では地域差は人情的な差異と人口差であることを述べたが、仮説どおり東京では西高東低傾向があるとわかった。子どもの権利条約は東京西部の認知度が高く、埼玉、東京東部、千葉と続く。しかし、「日本が国連子どもの権利委員会から度々勧告を受けていることを知っているか」という問には千葉の認知度が高く、埼玉、東京東部と続き、東京西部は子どもの権利条約の認知度が 1 番高かったにも関わらず、4 エリアの中では 1 番認知度が低い結果となった。子どもの権利条約認知度が高い東京西部エリアは正規職員率が高く、東部エリアは非正規率が高いという雇用形態に有位差が出たので後述する。

地域の特色から考察するに、児童館を利用する子どもの家庭環境の属性に起因すると考えられる。小学生以下の子どもをもつ核家族、共働き家族が多い東

京西部地域で、さらに近くに親族が居住していない、地方に実家がある家庭の子どもたちは児童館の利用頻度は高いであろう。児童館稼働率が高いほど職員意識も高いのではないだろうか。逆に東京東部は地域密着型の人間関係が西部地域よりは残っており、昔ながらの町意識があるが故に、子どもの権利条約といった規定に固持されない、良い意味での地域的人間関係の中に子どもたちが育っているため、東京東部は認知度が低いと考察する。

千葉と埼玉は雇用形態によって認知度の高低差があるため、地域の特色の差が数的分析ではわかりにくい結果となった。回答があった地域をあげると千葉県は市川市、浦安市、松戸市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、印西市、佐倉市等。埼玉県は加須市、久喜市、朝霞市、川越市、さいたま市、狭山市、所沢市、新座市、和光市、戸田市等多くは東京に隣接もしくは東京にアクセスが良く、家族人口も多い地域である。東京西部と同じ背景が認知度の差であることがわかる。子どもの権利条約の認知度を地域差でみると児童館利用度に比例すると考えられる。

雇用形態と子どもの権利条約の関係は、正規職員と非正規職員に差がある傾向が見えた。正規は地域に関係なく認知度が高く、非正規は認知度が低いという結果が出た。立場上の責任の重さ、勤務体制などを鑑みると雇用形態の属性に差が出るのだろうと考えられる。エリア別にみると、特に東京西部の正規は認知度が高く「よく知っている」と「知っている」を足した数の割合が 91.7% であり、非正規も 70.0% である。勧告を受けていることも 4 エリアの中で 1 番認知度が高く、非正規も知っている割合が高かった。東部と比較して倍以上の差がある。正規と非正規の差はあれ、子どもの権利条約の認知・理解度は東京西部が高いことがわかる。一方、子どもの権利条約自体は知っているが、勧告を受けたことを正規 78.4%、非正規 90.5% が知らないと回答した東京東部、続く埼玉県は少し残念である。正規職員が、子どもの権利条約について深くは知っていないという現実があることを言及しておきたい。

子どもの権利条約の条文ごとの認知の特徴と傾向については、話題になりやすい、見聞の機会が多い、わかりやすい、自身の関心が高い等の条は認知度が高いと仮説を立てた。認知度上位にあがった差別、障害、教育、虐待に関する生命への権利はおおむね仮説どおりであった。また、話題になりにくい、見聞の機会が少ない、難しい、自身の関心が低い等の理由をもつ条は認知度が低いと仮説を立てたが、前文があることを知らない割合が 1 番多いのは予想外であ

った。続いて無回答が上がってきたのは雇用形態に起因するもので、非正規職員の無回答割合が多いため数的に上がってしまったと考えられる。条文の内容の認知度は、第 11 条 国外不法移送・不返還の防止、第 41 条 既存の権利な位一般的な日常生活には直結しない、もしくは日本の法律に関連する事柄にかかる条文は認知度が低いと考えられる。また、第 10 条 家族再会のための出入国、第 22 条 難民、第 30 条 少数・先住民、第 38 条 武力紛争、第 39 条 犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰のような、憲法に戦争放棄が謳われている日本国以外の子どもたちの権利を想定する条文についての関心が薄いのは、まだ国際的な子どもの権利やマイノリティの子どもへの視点が低いことを示唆する結果とではないだろうか。

雇用形態と地域の間をみると、東京東部、西部、埼玉県、共に雇用形態に関係なく第 2 条差別の禁止、第 1 条子どもの定義、第 28 条教育への権利が高く、続いて第 13 条表現・情報の自由、第 19 条親による虐待・放任・搾取からの保護の認知度が高い。特質なのは千葉県であり、正規の回答で 1 番高かったのは第 19 条虐待の条文であり認知度 73.1%であった。そして第 2 条差別、第 3 条子どもの最善の利益、第 6 条生命への権利、生存・発達確保と続いていた。本研究のアンケート調査を開始した 2019 年夏頃は、2018 年 3 月世田谷区 5 歳女児の虐待死事件、その後 2019 年 1 月千葉県野田市で小学 4 年生女児の虐待死事件が起きたなどによって児童相談所の役割などが連日ニュースで取り上げられていた。こうした背景によって、これらの条文に関心が集まったのではないかと推察する。

児童館ガイドラインの認知について

おおむね認知度は 60%を超え、雇用形態に関係なく半数以上が認知している。ただし、「活動は児童館ガイドライン・子どもの権利条約を意識して企画・運営されていると思いますか」の間に対しては地域差が出た。東京東部は関心が薄く、千葉は「思う」「やや思う」を合わせると 86.1%と高い割合になった。自分たちの児童館活動内容や企画・運営に対する自信の表れであろう。

雇用形態と地域で分析すると、認知度・意識して企画運営していると回答した割合が高いのは雇用形態に関わらず 4 エリアの中では千葉が上位である。反対に認知度も意識した企画運営も回答が低い東京東部は、正規でさえも児童館ガイドラインを知っている割合が 62.5%であり、意識した企画運営は 50.0%であ

った。東部の非正規は認知度も企画運営も半数を下回る。児童館ガイドラインが改定されたこと、意識して企画・運営することの地域差要因は何であろうか。子どもの権利条約の認知度と地域性で分析した結果と同じであることが大変興味深い。児童館ガイドラインは自身たちの職場のルールブックであり、子どもの権利条約よりも直結したものである。しかし本研究の結果から東京東部の低い関心は残念であり課題であると言わざるを得ない。

次に、児童館ガイドラインを章別に分析した考察に入る。子どもの権利条約に比べて自分たちに直接関係がある、いわば自分たちのルールブックの改定であるが、日々時間が十分に確保されない現場の職員たちは、児童館ガイドラインの認識はあるが、改定された内容の理解までは深まっていないだろう、と仮説を立てた。

どの章の認知度が高いかを、章の特徴と傾向から分析すると、運営に直接関連する条文の認知が高いだろうと仮説を立てたとおり第3章 機能役割、第4章 活動内容、第6章 運営が上位を占めた。更に千葉県は雇用形態に関わらず認知度上位の第3章は96.2%、第4章と6章は92.3%と高い認知度である。次いで東京西部も第2章、3章、4章、5章、6章は全て90%超えである。半分以上の章が90%認知度を保持する結果となった。一方、東京東部は全ての章認知度が60%台以下になり関心の差が浮き彫りになった。第9章 大型児童館は認知度が最下位だったのは仮説どおりであった。

雇用形態と地域の関係性を分析した結果からは、雇用形態、地域に関わらず第3章、4章、5章、8章の認知度が高かった。反対に無回答が1番認知度低い結果となり、全く知らないと回答した数が予想外に多かった。その中でも千葉県の正規は無回答0.0%である。非正規も他のエリアに比べて少ない5.9%1桁台であった。ほぼ全員が回答したということになる。第9章大型児童館、第1章総則の認知度も雇用形態、地域に関わらず低かった。第1章総則は抽象的で具体性が捉えにくいのであろう。

これらの結果より、千葉県は児童館ガイドラインの認知度及び理解度は高く、子どもの権利条約を意識して企画・運営していることがわかった。

子どもの発達の連続性を意識した企画・運営について

全体の認識は約半数が肯定的な回答をしている。雇用形態にさほど差はなく、子どもの発達の連続性は意識していると回答しているが、その中でも千葉は

72.1%が自分の勤める児童館は子どもの発達の連続性を意識して企画・運営されていると思っており、強い自信を持っていることがうかがえる。

第1研究のおわりに

第1研究では、子どもの権利条約と児童館ガイドラインの認知度を地域、雇用形態との関係性を分析することで児童館活動の現状と課題を明らかにし、今後の児童館活動の有効性を検討した結果、地域差と雇用形態の有意差が示唆された。このことは地域の社会的背景を含む様々な子どもを取り巻く環境の差でもある。東京西部および千葉地域では、子どもの権利条約の認知度と児童館ガイドラインの認知度が高く、児童館活動の内容に反映されていることが推察される。2018年10月改正児童館ガイドラインが厚生労働省より各自治体に通知されてから本研究調査が行われた約半年間に周知されており、正規職員の認知度の高さは研修成果と同時に昨今の子どもの福祉的な課題、多様な子育て支援のニーズに応える職員の社会的責任を担う姿勢が伺える。今後は児童館活動の質の向上に向けて雇用形態を超えて共有することに意義がある。

また、子どもの権利条約の理解を深め、日々子どもによって織りなされる遊びや生活そのものの中にある子どもの姿を把握することが重要である。それは児童館活動における子どもの権利の尊重に寄与し、ガイドラインの子どもの発達を意識した活動を支えるうえで大変有意味と考える。

第一研究で児童館ガイドラインの認知と子どもの権利条約の認知の関連性を地域と雇用形態に掛かる量的側面から分析してきた結果、地域特性や利用者の課題は異なるため、各館の実態調査を進めることが必須と考えた。第2研究では児童館における児童健全育成活動について聞き取り調査をした結果より、質的分析を行い、各児童館の活動特性を示す実態に迫る。

Ⅲ. 第2研究

1. 目的

児童館職員の語りを通し、児童館において行われている児童健全育成活動の具体的な内容を調査するとともに、児童館ガイドラインで示されている「拠点生」「多機能性」「地域性」や子どもの権利条約（条例）に関する意識について検討することを目的とする。

2. 調査方法

2019年7月から11月の間に、児童館を対象に半構造化面接を行なった。調査対象は首都圏3館、その他の地域3館の合計6館であった。インタビュー対象とした6つの児童館の概要を表2-1に示した。

半構造化面接における質問事項は以下の4項目とした。

- ①現在の活動の中で、児童館ガイドラインで示された「拠点生」「多機能性」「地域性」を意識した活動があるのか
- ②子どもの権利条約を意識した活動について
- ③今後加えて行きたいと思う活動について
- ④児童館ガイドラインや子ども権利条約を意識した活動を行なっていくために、いま不足していると感じるものや事柄について

表 2-1 調査対象の児童館の概要

地域	運営形態	回答者	館の特徴	
A	首都圏	公設	児童室担当職員	老人施設、貸し部屋施設との併設のため所管課は福祉部。施設内には演劇等にも使用できる舞台装置を備えたステージ付きのホールがある。乳幼児から小学生までが支援対象
B	首都圏	公設	館長	中学生や高校生に、学習、音楽やダンス、調理、友人との語らいの場やボランティア活動の場を提供し、中学生や高校生の自主的な活動を支援する施設。乳幼児と付添の方も施設の一部を利用できる
C	首都圏	指定管理者 (株式会社)	館長	乳幼児から高齢者までの区民が交流し、自主的な活動ができる地域コミュニティの場。乳幼児と保護者の方が一緒に遊べる専用の部屋や、小・中・高校生が遊べる多目的室、創作室、音楽室などがある
D	地方	指定管理者 (株式会社)	館長	交通児童遊園が併設されている。その特性を生かし交通安全啓発活動に取り組んでいる。マタニティ時期から乳幼児、親子、小学生、中学生、高校生から高齢者まで幅広い年代の利用者に対応している
E	地方	指定管理者 (NPO法人)	事業所所長 児童館主任	指定管理制度の開始時から運営を受託。子どもが生き生きするために新しい風を吹き込もうと、食に関する活動、施設に一泊する活動など積極的に新しい活動を取り入れる努力を重ねている
F	地方	指定管理者 (株式会社)	館長	乳幼児と保護者から中高生までの利用が可能。大きな体育館があるので、身体を動かす活動を意識して行っている。自然環境にも恵まれているが、近年は夏の暑さのため十分な外遊びができない

3. 分析 1

3-(1) 方法

インタビューの逐語録を KJ 法の手法を用い、6 児童館の職員の語りを共同研究者が各々にラベルを作ってから持ち寄って検討した。抽出したすべてのラベルは整理するために、児童館ごとに通し番号を付した

3-(2) 結果

抽出したラベルを児童館ごとに図式化したところ、A 児童館は 182 枚のラベルにより 5 つのカテゴリができた。乳幼児から小学生までの施設であるため、他の館に比べ小学生に向けた事業の充実が際立っていた。年度の最初に申し込む「メンバー制クラブ」は外部講師を招いて、毎週 1 回の練習を行う。発表会に向けて継続的に稽古をするミュージカル、リズムダンス、一輪車、人形劇などがあった。参加者は併設の学童クラブの子どもが多いが、中には学区外からの参加もあるようだ。申し込みが必要ない「いつでも参加クラブ」では工作やけん玉、おはなし会などを行っていた。「(今年度は) ランドセル来館が増えて予算が足りないからって、人件費をカットされて… (中略)。臨時職員さんを削って、1 日 3 時間とかで来てもらったり」「取り組みをもっと減らさないと本当は成り立たないのに、無理やりやっているの、安全面とか心配になる」と、事業を充実させようと積み重ねたものが、人件費の削減で継続できなくなりそうな現状が語られていた。

B 児童館では 106 枚のラベルが抽出され 4 つのカテゴリが生成された。中でも「職員のスキル向上と雇用の問題」について多くの語りがなされていた。中高校生のための児童館という特別な環境の中、「中高生の発達だったりとか、なんていうんだろう、中高生の特殊性、中高生ならではのいうところのスキルっていうのを、職員が持っていた方がいいかな」「児童館ガイドラインはすごく立派だと思っています。なんだけど、それを守って企画できる職員が正職員になってほしいというところですよ」「今まで児童館は、対処法でやってきた感じじゃないですか。だから (これからは) 理論をしっかりと、体系化して学問としての対処することもできたらいいと思う」「児童厚生員の免許をもっているからこれ (児童館職員) になれますっていう風な、専門性を高めていかないと」といった語りがされていた。

C 児童館は 158 枚のラベルから 4 つのカテゴリを生成した。フロアごとに活動を分けることができる構造になっているため、「子どもたちは 3 階に行ったら運動ができる所。でも運動が不得意でそこに行きたくない子は 2 階止まりだったりとか」「運動がダメな子も、こういうところでは居られるってところを重視しているので」など、子どもの特性に合わせた活

動や声がけを行っている様子が語られた。一方で、「ひとりでフラッときた子への対応が難しい」「工作やボードゲームをやりながら、なんでもない会話をして関わっていくスキルっていうのに力を入れている」「(廃材を使った) 工作は、非常勤だろうと私たち (正規職員) だろうと、誰でも作れるようにプログラムシートを立てて全員に伝える」という語りもあった。この施設では行うことができない食に関する事業については、近隣の施設の情報を積極的に集めて発信していこうという取り組みをしていた。

D 児童館は 133 枚のラベルから、5 つのカテゴリが作られた。多年齢の利用に加え、外国籍の家族の利用も増加しており「どんどん増えてきて、ほんとどんどん増えてきて… (中略)。(館を利用するために必要な) 説明を、写真を貼ってポルトガル語と中国語と英語で書いています」という。交通児童遊園が併設されていることもあり、「交通ルール of 外国人版はしっかり作ってあります」。文化の違いを感じながらも「子どもたちが寝転がれて、じゃれ合う場所」「親子でふれあってもらってことで、ボードゲームに力を入れています」と居場所としてのスペースの大切さが語られていた。

E 児童館は 173 枚のラベルが抽出された。カテゴリは 5 つ作られた。指定管理者として参入したことにより「受け身からより積極的に、子どもたちに何が必要かってことを変えてきた」「新しい風を吹かして、結果オーライで子どもがイキイキするっていうことを見ている」という信念の元、さまざまな活動を提供している姿が浮かんできた。施設内では行うことができない食に関する活動は「地域の人たちを巻き込んで、交付金を地域の人たちが申請するっていう形でやっています」という工夫をしていたり、「保険もつけて、職員もちゃんとつけて、人手も確保しますという交渉から始めたんですよ」という、施設に寝泊まりする夜間の防災訓練も継続的な事業として確立させていた。

F 児童館では 157 枚のラベルが抽出され、5 つのカテゴリが作られた。指定管理者として運営しているため、「つい、来館者数を意識しすぎてしまう」という。体育館と広い敷地がある施設として、年間を通して多くの利用者があるのだが、近年は家族の多様化が目立つことが語られていた。「偉そうかもしれませんが、親御さんのサポートも今は必要なのかなって」「核家族だと家に閉じこもりってなりがちなんですけど、ここって田舎なので旦那さんのご両親も同居ですって方もいて (家に) 居づらいとか」「お父さんと遊びましょう、お母さんと遊びましょうっていうと、寂しそうな顔をする (小学生がいるので) あっ、そうだった、無神経だったなー、みたいに思うし」「数は多くないんですが、父子家庭のお父さんの情報みたいなものが難しい」など、地域に近づき、利用者との関係が深まってくると、新たな視点での活動を検討していく必要が生じていた。

それぞれのカテゴリは表 2-2 に示す。

表 2-2 調査対象の児童館ごとに表出したカテゴリ

施設	カテゴリ(サブカテゴリ)
A児童館	小学生対象事業と乳幼児対象事業 事業、地域を越したニーズ 見え隠れする地域の問題 子どもと職員の関係 人手不足で事業継続の危機
B児童館	中高生の施設としての役割と悩み 関連施設とのコラボレーション(利用者の施設移動の働きかけ) 地域に支えられて進化する事業 職員のスキル向上と雇用の問題(専門性の確保・資格の有効化)
C児童館	良い立地とフロアごとの活動(子どもの特性に合わせた寄り添い) 広い年齢層の利用(積極的な子育て支援) 職員の気持ちや取り組みの共通化 地域との協力、地域の成長
D児童館	マタニティから高齢者までの事業 居場所として(多年齢の出入り・地域の情報発信基地として) 行政との温度差と連携 子ども主体の事業展開へ(様々な大人の関わり) 抱える問題は多い(外国籍の増加・人手不足・施設の老朽化)
E児童館	様々な事業を行っている姿(新たな展開、自信) 見えてきた地域が抱える問題点 児童館と行政の関係の現状 求められる大人の役割 これから必要となること(居場所とは何か)
F児童館	立地、建物から生じる活動と問題点 子どもの声から地域を巻き込む 家族の多様化に合わせた様々な活動 問題を抱える子どもたち 行政との意識と差と人手不足

さらに、6館のカテゴリ、サブカテゴリから共通の概念抽出を試みたところ、図2-1に示す相関図が形成された。それぞれの館は、立地や建物の特性を活かして来館者に合わせた活動を提供するための工夫を重ねていた。その活動によって子どもの姿に変化が表れたり、地域が成長して行く様を見ることができたと、自信を持って現在の活動に取り組んでいる様子が語られていた。反面、活動を通して地域が抱える問題や行政との温度差も明らかになっている。いずれの館も地域との連携は必須であると捉えており、地域の行事への参加や地域住民との交流を通して既に良い関係を築いているが、今後はより積極的な連携を行なっていく必要があると考えていることがわかった。また「居場所」というキーワードは、現在の活動から今後の活動まで通して表出していた。今後の問題としては「地域の大人の子ども理解、意識改革」が必要であり、そのためには「児童館職員のスキル向上、社会的地位の確立」が必要であるということが示唆された。

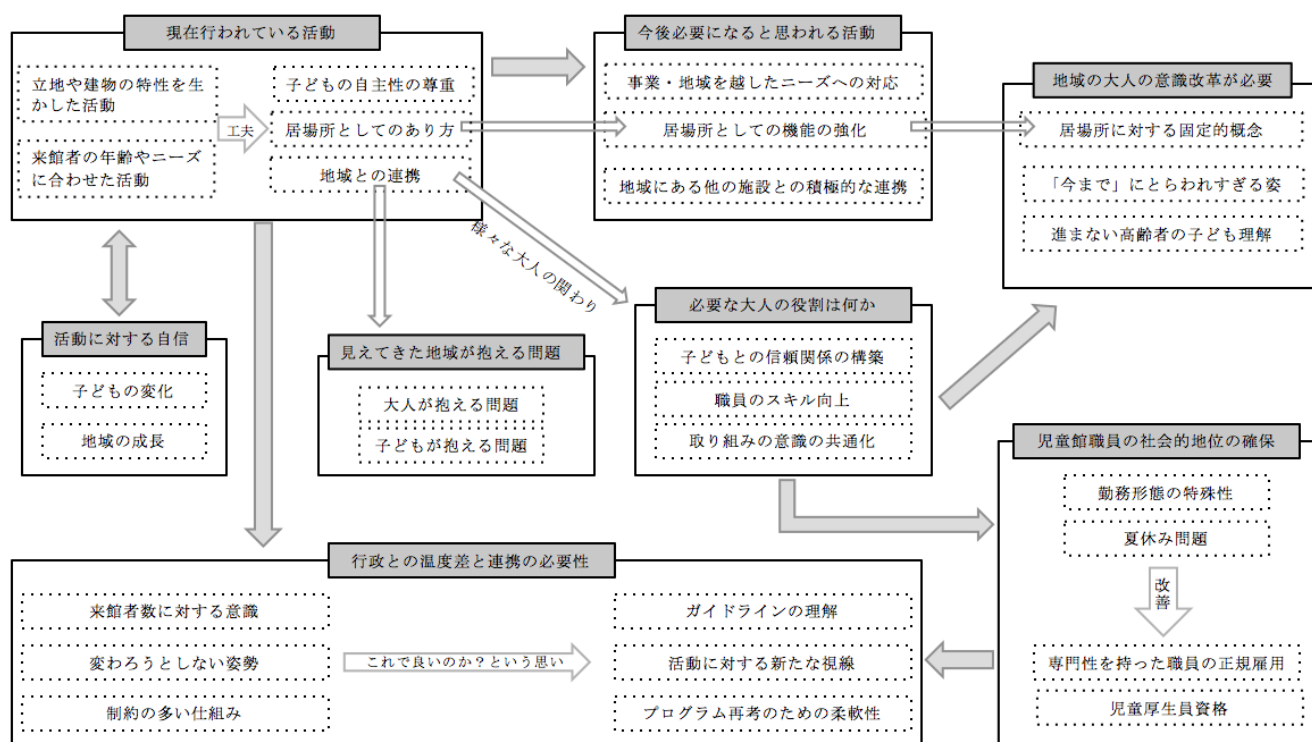


図 2-1 6館の語りの相関図

4. 分析 2

4-(1) 方法

インタビューの逐語録より児童館ガイドラインが示す「拠点性」「多機能性」「地域性」に当たる語りを抽出し、現場がこの3点についてどのような意識を持って活動しているのかを明らかにする。なお、語りが「拠点性」「多機能性」「地域性」のどれに値するのかについては、別表に従って分類を行った。(資料3)

4-(2) 結果

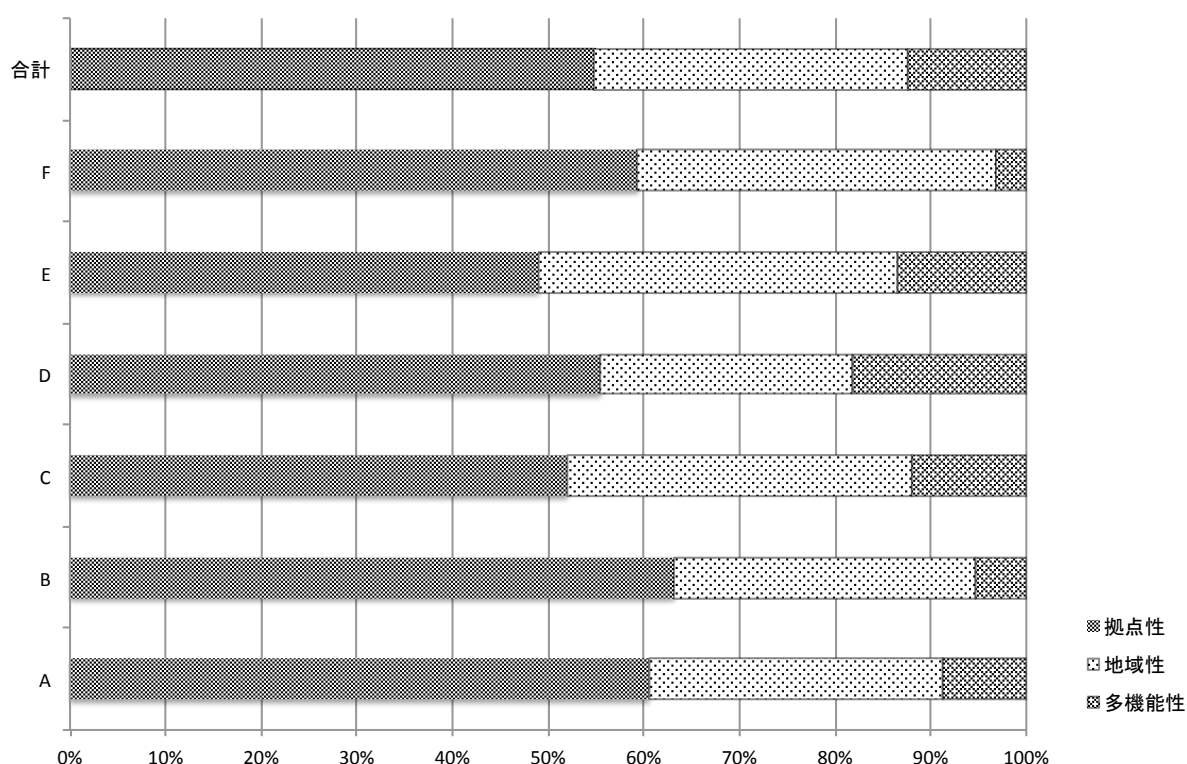


図 2-2 児童館の特性についての語りの表出割合

児童館の活動に注目したインタビューで語られた内容を、「拠点性」「多機能性」「地域性」のポイントで検討した結果、これらに掛かるフレーズは全体で439抽出された。中でも最も多いのが「拠点性」に分類されるフレーズだった。次いで多いのが「地域性」であり、「多機能性」についてはすべての館において語られる機会が一番少なく、最も多く語られた拠点性と比較すると、その数は1/4以下であった(図2-2)。

5. 考察

6つの児童館の語りから、「拠点性」を意識しながらさまざまな年齢の児童に対して、さまざまな活動を提供している児童館の現状が浮き彫りになった。そして、提供されている活動は大きく2つの観点から形成されていることが示唆された。まず、立地や建物の特性が活動に大きな影響を与えている。大きな体育館や大型遊具の有無、フロアごとの仕様、子どもだけで来られる立地であるのか、あるいは保護者の送り迎えが必要であるのかによって提供する活動の内容に大きな違いが生じていた。館の職員は与えられた建物を最大限有効に活用し、子どもたちとの活動を作ろうと努力していると言い換えることもできるだろう。もう一つは利用者に合わせていこうという努力である。それぞれの館は0歳から18歳までの間で対象とする年齢が定められており、子どもの成長発達に則した活動を提供していた。未修園児と保護者等を対象とした活動、小学生を対象とした活動、中高生を対象とした活動と、年齢で大きく3段階に分けて考えられていることがわかった。加えて、昨今の家族の多様化に対応した活動を心がけている様子が伺えた。平成29年国民生活基礎調査(厚生労働省, 2018)による世帯構造別に見た世帯数の構成割合では、夫婦と未婚の子のみの世帯は1986年には全体の41.4%であったが2016年には29.5%まで減少、三世帯同居も15.3%から5.9%へと急激に減少している。ひとり親と未婚の子のみの世帯は5.1%から7.3%に増加している。かつて家計調査において、夫婦と子ども2人の4人で構成される世帯で、有業者が世帯主1名家計を「標準家計」としていたが、1997年以降は共働き世帯が専業主婦の世帯を上回るようになり、晩婚化による結婚、出産時期の遅れ、離婚再婚によるひとり親家庭やステップファミリーの増加など子どもが育つ「家庭」は変化している。もはや標準という基準で家族を語るができなくなっている中で、児童館では直接子どもたちに指導するだけでは事足りず、母親、父親、あるいは祖父母に対する配慮までも含めた活動が企画提供されていた。また、出産前のマタニティ時期を対象とした活動を行っている館もあった。子どもの健全育成のためには、大人が抱えている問題を解決していかなければならないという、現代社会の持つ大きな問題を児童館活動を通して垣間見た。

こうした時代背景も踏まえ、活動を進化させていこうという努力も惜しみなく行われていた。特に、子どもの自主性を尊重していこうという姿勢が強く現れており、日常的に子どもたちの声を拾うための言葉がけが行われていたり、「子ども会議」などを定期的で開催して子どもたちの声に耳を傾ける活動が行われていた。また、全ての館において地域との連携が不可欠であることが語られていた。特に子ども食堂を始めとする「食」に関する活動は、児童館内で行うには制約が多く困難である為、実は児童館が中心となって行っている食活動を、地域の活動と位置付けて行なっているケースが複数の館で見られた。「これで

いいんだろうか、という気持ちでやっています」と、現場のアンビバレンツな思いも語られていたが、昨今の子どもたちの置かれている家族問題や見え隠れしている貧困問題をケアしていく為に、人間的な営みである「食」に関する活動は子どもの健全な育ちに影響を与え、そこでの経験が生きていく力の基礎になるのであろうと推測され、重要な児童館活動のひとつなのであろう。

「地域性」というキーワードは、既に強く意識されており児童館の活動の中心となっているが、今後も地域と積極的な連携を図っていくという方向性が全ての館で語られていた。地域と一体になった活動は、子どもたちに「様々な大人との出会い」を与え、「大人を信頼する」という経験をもたらし、子どもたちが持っている「本来の子どもらしさ」を引き出すきっかけとなっている。しかし、一方で「過去の活動から離れられない」「高齢者に子どもを理解してもらうのは難しい」と、変わらない大人の姿を心配する声もあった。児童館は放課後児童クラブとの関係も深く、放課後や休日の子どもたちを支える居場所としての機能を期待されている。「学校でもなくて、家庭でもない。先生でもない、親でもない存在として」と、児童館の置かれている位置を説明している語りも現れている。しかし、地域の方々、特に時間に余裕があり地域行事の運営に関わったり、児童館のボランティアに協力していただける高齢者の中には、「子どもは“ここ”にいないといけない」という強い固定概念をもって居場所を捉える方も少なくないようである。地域での子ども理解を推進していくことは、今後の児童館活動を円滑に進めていくためにも不可欠であるように思われる。

地域の協力やボランティア等、大人の関わりが増える一方で職員の人手不足は児童館が抱える最大の問題と言っても過言でないほど全ての館で強く語られていた。非常勤やパートの職員が、人件費削減のあおりを受け短時間の勤務を余儀なくされたり、ランドセル来館や夏休み等の利用者急増に対応しきれない、混乱した現場の様子が浮き彫りになった。加えて、勤務時間の特殊性や長期休みの期間の仕事の煩雑さなどから「職業」として社会認知されにくく、児童館職員の社会的地位が低く見られていることも原因の一つとなっていることが想像できた。また、この問題と背中あわせにあるのが職員のスキル向上の必要性であった。多様化した社会の中、様々な家庭背景を持つ子どもへの対応、思春期の子どもたちの特殊性への対応など、子ども一人ひとりに向き合うためのスキルが必要となっている。しかし正規職員は少なく、非常勤やパート職員に頼る部分が多い。職位や子どもとの関わる時間の長短、関わり方の深浅で、取り組みに対する意識に差が出てしまっている様子がうかがえる。本研究において「多機能性」に掛かる語りも極めて少なかったという結果を得ているが、児童館に対して様々な子どもや家庭に対応していく機能を求めるので

あれば、マンパワーの不足、そこから波及する職員の時間の無さによるスキルアップの機会喪失などを解消していく必要があるだろう。

第1研究で子どもの権利条約のどの条文を知っているのかについて調査したところ、第2条 差別の禁止、第1条 子どもの定義、第28条 教育への権利、第3条 子どもの最善の利益、第6条 生命への権利、生存・発達の確保の順に多く、60%以上が知っているという回答していた。次いで、第19条 親による虐待・放任・搾取からの保護、第13条 表現・情報の自由、第14条 思想・良心・宗教の自由、第23条 障害児の権利、第34条 性的搾取・虐待からの保護について、50%以上が知っていた。この結果を、第2研究の分析2と照らし合わせてみると、学習支援（拠点性・地域性・多機能性）、外国籍の子どもたちの受け入れへの努力（拠点性）、妊娠期・乳幼児期の子育て中の保護者への支援（多機能性）、発達に関する相談（拠点性・多機能性）などの活動で、子どもの権利を意識していることが語られていた。ところが、子どもたちからどんな活動をしていきたいのかを聞き取る「子ども会議」が複数の館で行なわれているにも関わらず、第12条 意見表明権は40.5%の認知度に留まっていた。また、様々な工夫をしながら活動の提供をしている児童館活動に直結すると思われる、第31条 休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加は29.4%、前文に至っては8.1%しか知られていなかった。子どもの権利条約は、政府、ユニセフ、国際教育法研究会などで和訳されているが、いずれも各条文に見出しが付けられている。教育、虐待、発達、障害など見出しに具体的な単語が入っている条文については、子どもへの「対応」として日頃の活動の中で意識しやすいのではないかと推測する。今後、見出しだけでは内容がわかりにくい子どもの権利の「理念」について書かれている条文についても関心を持って理解を進めていくこと、あるいはグローバルな視点で子どもの権利を考えていくことが求められる。児童館職員が子どもの権利条約を十分に理解し、発信していくことによって、今に増して、より子どもの権利を尊重した活動を作っていくことができるのではないだろうか。

IV. 第1章 総合考察

本研究は、改訂された新たな児童館ガイドラインが児童館活動の現場でどのように理解され、実行されているかを調査すると共に子どもの権利条約との関連を明らかにし、今後の児童館活動や学童保育施設での児童の健全育成に寄与することを目的として行った。

第1研究では、子どもの権利条約と児童館ガイドラインの認知度の関係、地域や雇用形態との関連性に着目した分析を行った。その結果、子どもの権利条約を知る者は児童館ガイドラインを知っており、その理解も深く、自身たちの活動内容にも自信を持っていることが分かった。また、認知度は正規雇用と非正規雇用で有意に差があり、地域によっても差があることが分かった。とはいえ、第1研究では首都圏の児童館職員を対象に調査したにとどまっており、子どもの権利条約と児童館ガイドラインの理解の差が雇用の形態の差であり、地域の差であると結論づけるのは尚早であり、あくまでも傾向を示したに過ぎない。

第2研究では、児童館において行われている児童健全育成活動についての聞き取り調査を通して、児童館ガイドラインで示されている「拠点生」「多機能性」「地域性」や子どもの権利条約への意識について検討した。現場の生の声を通して、児童館ガイドラインの改定に関わらず、立地や建物の特性を活かし、利用者のニーズに即した活動を長期に渡り提供し続けている児童館の姿が浮き彫りになった。

地域の人々と一体となり、支えられながら、子どもだけではなく子どもたちに関わる大人に対しても「地域の居場所」としての機能を果たしている児童館の存在を見ることができた。荒川(2018)が「異なる地域性が、その運営に大きく関係する児童福祉は、地域福祉施設と言い換えることができる」と述べているが、その様子をより具体的に示すことができたのではないだろうか。

しかしながら同時に、児童館職員の雇用形態によって子どもの権利への理解に差があることが数値として現れ、現場の声としても聞こえてきた。その上、活動に協力的な地域の大人たちの子ども理解が十分に進んでいない現状があることも分かった。子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は2019年、国連の採択から30年という節目の年を迎えた。1989年の国連採択から遅れること5年、1994年に158番目の締約国となった我が国であるが、その後1998年、2004年、

2010年、2019年に国連子どもの権利委員会より審査を受け、毎回、条約に基づき日本がとるべき処置について多岐にわたる勧告を受けている。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（2019）によると、15歳から17歳の子ども2,149人を対象に「子どもの権利」のイメージ調査した結果、66.9%の子どもが「子どもが人間らしく生きるのに必要なもの」を選択、ところが「大人と同様、当然認められるもの」は35.7%の選択しかされなかった。同様の質問に対して大人は、それぞれ63.4%、27.0%という結果であった。更には、「普段、子どもの権利が尊重されている」と18.7%の子どもしか回答していないのに対し、大人の31.0%は「子どもの権利を尊重している」と回答しており、「子どもの権利」について大人と子どもの認識の差が浮き彫りになっている。こうした背景も踏まえて本研究の結果を見ると、子どもの権利を巡る状況は想像以上に厳しいことが改めてわかる。子どもと関わる全ての大人が、子どもにも権利があることを早急に理解する必要があるだろう。

「じどうかん こども+あそび×まいにち 2019年秋号」で、児童健全育成推進財団において児童館のクレドを検討していることが掲載され、ビジョンとして『「全国の未来」を育てる館。』が提唱されている。児童館が「地域の子どもの居場所の要」として、子どもの育ちに寄り添っていかうとするのであれば、まずは児童館で働く全ての職員がその職位や雇用形態に関わらず子どもの権利について十分理解し、更には地域社会にも子どもの権利理解を促していくという大きな役割を担っていかなければならない。ところが、児童館の現状は正規職員の配属の少なさや人件費削減による非常勤職員の雇用制限等によって人手不足に喘いでおり、現状の活動の継続すら検討していかなければならない状況に置かれている。それに加え、勤務時間の特殊性や長期休みの期間の仕事の煩雑さなどが「職業」として社会認知されにくいいため、児童館職員の社会的地位が低く見られており、地域の人たちに対して大きな影響力を持ちにくいという側面があることも推測される。児童館職員の専門性を広く社会に認知させ、スキルを保証するためには「認定児童厚生員資格制度」をより効果的に活用できるようにして欲しいという声があった。児童館の現職員の社会的地位の確立と新たな働き手の確保のために、資格を認定している児童健全育成推進財団が中心となって、資格取得率の向上、児童厚生指導員、児童健全育成指導士の養成にスピード感をもって取り組んでもらいたい。また、国や行政も現場の児童館の職員の努力に期待するばかりではなく、改めて「子どもの権利」の理念に基

づいて、地域で育つ子どもたちに必要な「人・物・金・仕組み」が何であるのかを再検討し、子どもたちが地域でより豊かな時間を過ごすことができるような工夫をしてほしいと願う。特に、子ども食堂を発端にさまざまに変化発展をしている「食」に関する活動は、現場が戸惑いながら特別な方策を立てつつ事業を行っているという現状を早急に改善していかなければならないと考える。

各児童館が日々目の前の子どもたちに思いを寄せ、子どもを権利の主体として「子どもには人権がある」ことを保障し率先して推進していくために、本研究が道筋を示す一助になればと幸いである。

V. 参考文献

- 喜多明人, 子どもの権利 次世代につなぐ, エイデル研究所, 2015
- 川名はつこ, はじめまして子どもの権利条約, 東海大学出版, 2017
- 荒川大靖, 児童厚生員の質的向上に向けた研究, 2018
- 厚生労働省, 平成 30 年版男女共同参画白書, 2018
- 厚生労働省, 平成 29 年国民生活基礎調査, 2018
- 植木信一, 改正児童館ガイドラインの理解を促すための調査研究, 2019
- セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン, 子どもの貧困と子どもの権利に関する全国
市民意識調査-3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識-, 2019
「じどうかん こども+あそび×まいにち 2019 年秋号 (No. 94)」 p3-4, 2019

謝辞

本研究を遂行するにあたり、質問紙調査、聞き取り調査にご協力いただいた児童館、職員の皆様に御礼申し上げます。そして、この度の研究助成をお認めいただきました一般財団法人児童健全育成推進財団に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

VI. 資料

資料1：児童館ガイドラインと子どもの権利条約についての質問紙

【改定児童館ガイドライン・子どもの権利に関する質問】

I. 記入して下さる方について教えてください

I-1. 雇用形態についてマルをつけてください

正規職員 非常勤職員 パート・アルバイト その他

I-2. 肩書き、身分等があれば教えてください（ ）

I-3. 勤務について教えてください

1 週間の勤務日数 （ ） 日

1 週間の勤務時間数 （ ） 時間

I-4. 児童館の勤務年数について教えてください

現在の児童館に勤務して （ ） 年目

その他の児童館と合計して （ ） 年目

II. 子どもの権利条約について伺います

II-1. 1994年に日本が批准した「子どもの権利条約」を知っていますか

よく知っている・知っている・どちらでもない・あまり知らない・全く知らない

II-2. 日本が国連子どもの権利委員会から、度々勧告を受けていることを知っていますか

よく知っている・知っている・どちらでもない・あまり知らない・全く知らない

Ⅱ-3. 子どもの権利条約で知っているものにマルをつけてください

前文			第21条	養子縁組	
第1条	子どもの定義		第22条	難民の子どもの保護・援助子どもの権利	
第2条	差別の禁止		第23条	障害児の権利	
第3条	子どもの最善の利益		第24条	健康・医療への権利	
第4条	締約国の実施義務		第25条	医療施設等に措置された子どもの定期的審査	
第5条	親の指導の尊重		第26条	社会保障への権利	
第6条	生命への権利、生存・発達の確保		第27条	生活水準への権利	
第7条	名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利		第28条	教育への権利	
第8条	アイデンティティの保全		第29条	教育の目的	
第9条	親からの分離禁止と分離のための手続		第30条	少数者・先住民の子どもの権利	
第10条	家族再会のための出入国)		第31条	休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加	
第11条	国外不法移送・不返還の防止		第32条	経済的搾取・有害労働からの保護	
第12条	意見表明権		第33条	麻薬・向精神薬からの保護	
第13条	表現・情報の自由		第34条	性的搾取・虐待からの保護	
第14条	思想・良心・宗教の自由		第35条	誘拐・売買・取引の防止	
第15条	結社・集会の自由		第36条	他のあらゆる形態の搾取からの保護	
第16条	プライバシー・通信・名誉の保護		第37条	死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取り扱い	
第17条	適切な情報へのアクセス		第38条	武力紛争における子どもの保護	
第18条	親の第一次的養育責任と国の援助		第39条	犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰	
第19条	親による虐待・放任・搾取からの保護		第40条	少年司法	
第20条	家庭環境を奪われた子どもの保護		第41条	既存の権利の確保	

Ⅲ. 改定児童館ガイドラインについて伺います

Ⅲ-1. 改定児童館ガイドラインを知っていますか

よく知っている・知っている・どちらでもない・あまり知らない・全く知らない

Ⅲ-2. 改定児童館ガイドラインで知っているものをマルで表示してください

第1章	総則	
第2章	子どもの理解	
第3章	児童館の機能・役割	
第4章	児童館の活動内容	
第5章	児童館の職員	
第6章	児童館の運営	
第7章	子どもの安全対策・衛生管理	
第8章	家庭・学校・地域との連携	
第9章	大型児童館の機能・役割	

IV. 貴児童館の活動について伺います

IV-1. 貴児童館の活動は、改定児童館ガイドライン・子どもの権利条約を意識して企画・運営されていると思いますか

思う・やや思う・どちらでもない・やや思わない・思わない

IV-2. 思う・やや思うとお答えの方に伺います

その活動について詳しく教えてください

活動名
活動の頻度
活動の内容
改定児童館ガイドライン・子どもの権利条約を意識していると感じる点

活動名
活動の頻度
活動の内容
改定児童館ガイドライン・子どもの権利条約を意識していると感じる点

活動名
活動の頻度
活動の内容
改定児童館ガイドライン・子どもの権利条約を意識していると感じる点

IV-3. 思わない・やや思わないとお答えの方に伺います

どのようなことから、改定児童館ガイドライン・子どもの権利条約を意識して企画・運営されていないと思われましたか？

IV-4. 貴児童館の活動は子どもの発達の連続性を意識して企画運営されていると思いますか。

思う・やや思う・どちらでもない・やや思わない・思わない

IV-4. 児童館活動に改定児童館ガイドライン・子どもの権利条約の理念を取り入れることについて、どのように感じますか？ 自由にお書きください。

IV-5. 今後、より良い児童館活動を行っていくために望むことはありますか？自由にお書きください。

資料2：基本的事項に関する質問紙

【基礎質問】

1. 貴児童館の名称や所在地を教えてください

1-1. 児童館名

1-2. 開設年月

1-3. 所在地

1-4. 電話番号

FAX 番号

1-5. E-mail

1-6. 運営主体の名称

1-7. 記入者 役職・氏名

2. 貴児童館の施設概要・施設運営について教えてください

2-1. 児童館の種別にマルをつけてください

小型児童館 児童センター 大型児童館

その他（ ）

2-2. 設置・運営形態にマルをつけてください

公設公営 公設民営 民設民営

その他（ ）

2-3. 開館日にマルをつけてください

平日 土曜日 日曜日 祭日 休校日

2-4. 午前中の活動はありますか？

ある ない

2-5. 中高生の活動はありますか？

ある ない

2-6. ボランティアによる活動はありますか？

ある ない

2-7. 職員数を教えてください

	正規職員	非常勤職員	パート アルバイト	その他
男性				
女性				

2-8. 年間利用者数（平成 30 年度述べ利用者数）を教えてください。年齢区分が貴施設の集計と合わない場合は、分かる範囲で構いません。

※放課後児童クラブ登録者は除く

年齢区分	人数	うち、特別な配慮を必要とする子どもの人数
乳児(0才～2才)とその保護者		
幼児(3才～5才)とその保護者		
小学生(4年生～3年生)		
小学生(4年生～6年生)		
中学生		
高校生		
合計		

※特別な配慮＝発達に障がいがある、外国籍であるなど

2-9. 貴児童館の年間計画（30年度および31年度）を教えてください

※年間予定表・毎月のお知らせなど、活動の内容が分かるものを添付していただければ記入は不要です

対象年齢	内容
乳幼児	
小学生	
中高生	
親子	
地域	

資料3：児童館の特性の分類基準

児童館ガイドライン 第1章総則-3-(3)

「児童館の特性」を主軸とした分類基準

本研究では児童館ガイドライン 第1章総則-3-(3)および2章から4章に記載されている項目のうち、以下の基準に掛かるものを「拠点性」「多機能性」「地域性」として分類する

① 拠点性 「地域における子どものための拠点（館）」

- ・子どもが自らの意思で利用できる
- ・子どもが自由に遊べる、くつろげる
- ・異年齢の子ども同士と一緒に過ごせる
- ・子どもを支える指導者(児童厚生員)がいる
- ・子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、個人差を踏まえ心身の状態を把握しての育成(2章)
- ・子どもの遊びの拠点と居場所になる(3章-2)
- ・遊びによる子どもの育成(4章-1)
- ・子どもの居場所の提供(4章-2)
- ・子どもが意見を述べる場の提供(4章-3)
- ・配慮を必要とする子どもへの対応(4章-4-(1))障害のある子ども
- ・子育て支援の実施(4章-5-(1)-①)保護者の子育て支援 自由な交流
- ・子育て支援の実施(4章-5-(1)-②)保護者の子育て支援 気軽に相談
- ・ボランティア等の育成と自発的活動な活動の支援(4章-7-(1))

② 多機能性 「子どものあらゆる課題に直接関わることができる」

- ・子どもと一緒に考え対応する
- ・関係機関につなぐ
- ・子どもが直面している福祉的課題に対応する
- ・子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応(3章-3)
- ・子育て家庭への支援(3章-4)
- ・障害の有無にかかわらず活動内容や環境への配慮(4章-4-(1))
- ・悩みや課題を抱える子への対応(4章-4-(2))
- ・子ども間のいじめ等への早期対応(4章-4-(3))

- ・ 不適切な養育等への対応(4章-4-(4))
- ・ 児童虐待の疑いへの対応(4章-4-(5))
- ・ 福祉的な課題を持つ子どもへの対応(4章-4-(6))
- ・ 障害のある子どもへの配慮(4章-4-(7))
- ・ 児童虐待の予防(4章-5-(1)-③)

③地域性「地域全体へ活動を広げ、地域における健全育成の環境づくり」

- ・ 地域との連携
- ・ 地域行事への参加
- ・ 子どもの発達に応じ、地域へと活動を広げて行く視点(2章)
- ・ 地域の子育て支援ニーズの把握(3章-4)
- ・ 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進(3章-5)
- ・ 子育て支援の実施(4章-5-(1)-④)保護者の子育て支援 切れ目ない地域の子育て
- ・ 地域の健全育成の環境づくり(4章-6)
- ・ 地域住民のボランティア参加受け入れ(4章-7-(3)(4))
- ・ 放課後児童クラブの実施と連携(4章-8)

第2章

児童館への活動状況のヒヤリング

調査担当者

氏家博子（草苑保育専門学校）

加藤純子（草苑保育専門学校）

小玉絹江（豊島区子どもスキップ）

児童館への活動状況のヒヤリング

過去の研修会や研究会において、先駆的あるいは、独創的な取り組みを行っていると取り上げられた児童館を6館選定しヒヤリングを行った。大型児童館1館も加えた。ヒヤリングは、①児童館ガイドラインで示された、「拠点性」「多機能性」「地域性」を意識した活動 ②子どもの権利条約を意識した活動 ③新たに児童館ガイドラインを意識した取り組みの3点について行った。対象の児童館は以下の通りである。

施設		回答者
豊島区中高生センタージャンプ東池袋	東京都豊島区	所長
北区浮間子ども・ティーンズセンター	東京都北区	所長
八王子中野児童館	東京都八王子市	館長
品川区東大井児童館	東京都品川区	館長
目黒区平町児童館	東京都目黒区	館長
ぐんまこどもの国児童会館	群馬県大田市	児童厚生員
市川市中央こども館	千葉県市川市	中央子ども館

なお、ヒヤリングに際しては個人情報の漏洩などがないように十分な注意を払い、各児童館には原稿の内容確認をお願いし、館名の掲載に同意して頂いたことを追記しておく。

(1) 東京都 豊島区中高生センタージャンプ東池袋

訪問調査日	令和1年8月24日(土)
ヒアリング対象者	ジャンプ所長
調査員	氏家博子

① 中高生センタージャンプ東池袋の概要

主な利用対象者を中学高校生とし児童厚生施設(児童館)である。その運営は豊島区子どもの権利に関する条例、豊島区中高生センター施行規則に則っておこなわれている。中学高校生の主体性を尊重し、中学高校生の意見を大切にしながら、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的として運営している。

その役割は中高生が持っている可能性を自ら引き出し、生き活きと活動できる場を提供することである。ジャンプでは、日常的に中高生が仲間や個人で自主的、自発的にジャンプを利用する中で、社会性を育み、健やかな成長を手助けしている。

中学高校生センタージャンプ東池袋には、中学高校生の「やりたいこと」が実現出来るよう様々な取り組みをしている。自分のペースで過ごせる居場所空間はもちろん、仲間と一緒にタブレットやTVゲーム、ボードゲームが出来るスペースをはじめ、バスケットボールが出来る屋上、ギターやドラムなど本格的なバンド活動ができる音楽スタジオもあり、ライブハウスで合同ライブやアニソンライブなどもしている。また映画作りに挑戦している中高生もいる。

更に中高生の心身が傷つけられないように、子ども家庭支援センターや豊島区子ども権利擁護委員、学校等の関係機関や団体と連携して、その予防や早期発見にも努め、思春期の様々な課題の解決を図っている

② 児童館ガイドの機能を意識した取り組み

● 拠点性

ジャンプでは家庭でもない第3の居場所、いわゆるサードスペースということ常意識している。そのため職員は、先生でもなく、親でもなく、友達でもない斜め上の大人として中高生に対応している。更に今問われているのは、斜め上の関係だけでなく、斜め下、いわゆる親が支えていたことが、支えきれない中高生に対しての支援が重要になっている。親がいない、親から虐待を

受けているなどのケースである。職員は、ジャンプに子どもを合わせるのではなく、居場所に集まってくる子ども達に職員も合わせてやっている。ただ犯罪につながる行為や、仲間外れやいじめなどやっていけないことは、絶対にやらせない認めない。

(主な行事。)

例) ライブ、お祭り、子ども食堂、その他中高生がやりたい活動

中高生の社会貢献活動として、地域のお祭りに出演したり、裏方の手伝い、高齢者を対象とした大人食堂の手伝い等をしている。

●多機能性

ジャンプで求められているものとしては、二つあると思われる。

- 1、中高生の自主活動への支援、やりたいことを応援していく活動を通して自信をつけたり、社会経験を積んだり、社会人として力をつけていくことが求められる。
- 2、福祉的な支援。ジャンプを利用している中高生の中には、子ども家庭支援センターや児童相談所に関わっている子どもが少なくない。ジャンプは屋根付きの遊び場である。卓球をしながら、職員とおしゃべりしたり、愚痴をこぼしたり。そこでもしかしたら自分の問題を解決してくれるかな、また苦しい本音を吐いてもいいのかな、という関係作りが出来たら良いと考えている。子どもが本音で苦しい立場を話した事を受け止め、一緒に解決に向けて進んでいける職員の専門性が必要である。

夏休み明けと5月の連休明けは、若者の自殺の多い月、ジャンプ東池袋では、夏休み若者食堂(お昼ご飯)を開いてみんなでご飯食べながら話を聞くようにしている。

子ども達のやりたい活動を実施するとともに、職員が子ども達の気持ちの変化を受け止め、対応出来る力が中高生対応に求められている。

●地域性

貧富の差が激しく、外国にルーツを持っていたり、生活苦の家庭もあるが、生活苦など関係なく、多額のおこづかいを持っている中学生もいる。

「若者食堂」を実施するきっかけは、地域の民生児童委員の方から、「日曜日にいつも一人で、公園のベンチでパンを食べている中学生がいる。どうにかできないか」という意見が地域懇談会の中で出た。当初はNPOの協力を得て、現在は地域ボランティアや学生の協力を得て活動している。食堂の利用は

様々、弁当を家で一人で食べるのはさみしいから、食堂のご飯を食べずに、弁当持ってきて食べている中学生もいる。

無料学習支援も実施している。ジャンプでは大学受験に向けてマンツーマンの支援をしている。指導者は、NPO クローバー、地域の社会人、大学生などが無償で協力をしてきている。今年度は通信制高校4年生の大学受験、定時制高校を卒業した外国籍の若者の大学受験などを支援している。

③ 豊島区子どもの権利条例を意識した活動。

ジャンプの活動や行事は全て豊島区子どもの権利条例に基づいた活動である。子ども達の意見を基にしてジャンプの活動を考えて実施している。「利用者会議」や「若者食堂」「無料学習支援」などである。利用者会議（スタジオ利用者と一般利用者と分けて実施）は毎月実施して、様々な意見を取り上げてジャンプの活動に取り入れている。

④ 児童館ガイドラインを含めた今後の課題

地域の様々な活動を繋ぐインフォーマルなネットワーク作り。例えば、公立、民間問わず子ども食堂ネットワーク、無料学習支援ネットワーク、子どもの遊び場ネットワーク等を公的機関が事務局となり、情報共有、情報交換などを通して活動を支援し豊かにしていく。

現在の課題は、職員のスキルアップ、専門性の向上である。職員は正規、非常勤、アルバイト等違いはあるが、立場は違っていても対応するスキルは不可欠である。現在のジャンプの職員には中高生の話を聞き、自然と悩みを打ち明けられることができるスキルは不可欠であり、それは現場で子ども達に寄り添った上で、職員としての支援が出来なければならない。中高生対応には特に大切であると考えている。

(ジャンプ東池袋図面)

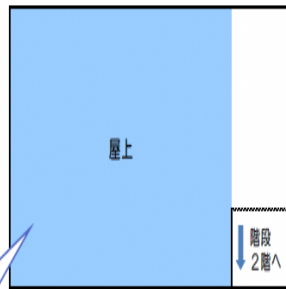
ジャンプ東池袋はこんなところ!

<屋上部分>



屋上

バスケット等を楽しむことができます。必ず靴を履いて遊んでください。雨の日や濡れているときは危険なので使えません。



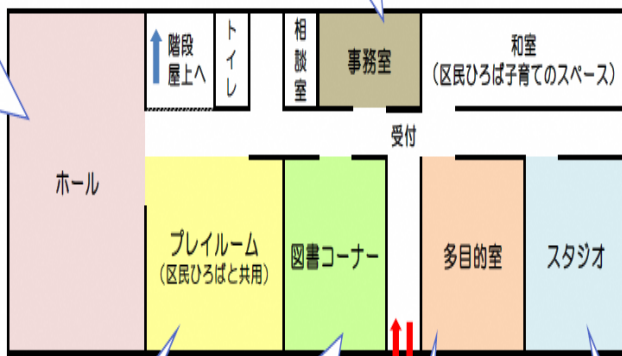
受付

入口を入ると、受付があります。元気な声であいさつをしましょう! 受付で利用証を出してください。

<2階部分>

卓球・ビリヤード・ダンス用の大きな鏡があります。受付で予約をすると利用できます。キャンティホールでミニサッカーや野球、ダーツもできます。

ホール



のんびり座っておしゃべりしたり、ゲームをしたりできます。区民ひろばは卵有に遊びに来た乳幼児さんと触れ合うこともできます。

プレイルーム



小説やマンガ、雑誌などがあります。受付で貸し出すパソコンも使えます。

図書コーナー



多目的室

食事をしたり、DVDを観たりできます。カードゲームやボードゲームも各種置いてあります。



スタジオ

バンドの練習ができます。楽器の貸し出しもしています。バンド登録をすると予約できます。空いていれば個人利用も可能です。



ジャンプ東池袋の活動の一部を紹介します!

★利用者会議 月に1回程度開催

これからの予定をいち早く知ることができたり、ジャンプがより良い場所になるよう、中高生の意見を発信できる場です。

★池スタ 毎月第3土曜日15:00~16:00

スタジオを使う中高生同士が情報交換や交流を通じ、懇親を深める会です。ライブの企画やスタジオの運営についても話します。

★バンド支援 毎週土曜日10:00~12:00

プロのベーシストの方がバンドや音楽の様々なことを教えてくれます。平日は16:00以降で相談に応じます。

★PLJ 週に1回程度開催

中高生による中高生のためのイベント企画グループです。

★中高生企画

ライブ・クリスマスパーティ・卓球大会・フットサル大会・3on3大会など、これまでにいろんなイベントが開催されています。企画によっては、ホールや屋上等の貸切もできます。

ジャンプ東池袋は、中高生の“やってみたいこと”を応援しています。

アイディアや企画をお待ちしています。

(2)東京都 北区浮間子ども・ティーンズセンター

調査日	令和1年 8月29日
ヒアリング対象者	センター所長
調査員	氏家博子

① 浮間子ども・ティーンズセンターの概要

東京都北区の浮間図書館に隣接する都営住宅の1階にある施設、浮間児童館が平成28年に「浮間子ども・ティーンズセンター」と名称新たにオープンし、子育て支援発信基地として生まれかわる。周囲には、公園が多く、木々や緑に恵まれたところにあり体を使って自由に遊び回れる自然環境に恵まれている。

室内では、「プレイルームでは、午前中は乳幼児がコンビカーで元気に走り回り、午後は小学生が天下遊び、ブロック、フラフープ、大縄跳びなどで遊んでいる。卓球コーナーには2台の卓球台が設置されている。「図書コーナー」では、ままごと、プラレール読書、ボードゲーム、トランプ、写し絵等で遊ぶことができる。また毎年、青少年委員会と共催で、浮間釣堀公園で「浮間ふれあいフィッシング」を開催している。

② 浮間子どもの活動の定例

- ・乳幼児タイム ひよこ（月曜日） あひる（水曜日）
- ・幼児タイム きりん（火曜日） ぞう（木曜日）
- ・小学生

他の児童館と共催で、この葉祭り等のイベントを開催している。またダンスクラブがある。

- ・卓球のクラブ活動を浮間小学校体育館で実施している。
- ・中高校生

水曜日にティーンズダンスクラブ、木曜日にティーンズ卓球クラブがある。

月に一度ティーン世代が集まって、自分たちのやりたい行事（ファンタイム）を話し合っている。

- ・母親教室

自主サークル、母親と児童館職員と話し合ってリサイクルの品物の販売方

法を決めて実働は母親が行う。

③ 児童館ガイドラインの機能を意識した取り組み

● 拠点性

子ども達はあそこに（児童館）に行けば知っているあの人（指導員）がいるから行ってみよう。遊びに行く、春進路が変わったから（中学校、高校、就職）児童館に行って話をしたい等のことで児童館に来館する。心の拠点になっていると思われる。拠点の第一は児童館にあの人（指導員）がいる、会いたい、話したい、遊びたいという思いが大きいのだと考える。

児童館の拠点性とは子ども達の心の居場所である。遊びを目的にして来る子どもも誰かと遊びたいとの思いから来るだろうし、指導員と話したい子ども達も人を求めて来館する。児童館が拠点性として役目を果たしていくのは、指導員の役割であり、指導員の人柄が大きく影響する。

拠点性の行事としては、子ども達のやりたいこと等意見を聞いて進めている。「お別れ会」をしたい、中学校や高校に行くと別れるので、たこ焼きパーティーをしたいとの意見があり、地域の方の協力を得て開催。終わって帰る時に「先生有り難う」「俺たち児童館があったから、何とかやってこれたよ」「児童館に育ててもらったようなものだ」「良くしてもらったことは、忘れないよ」と言って別れた。このような姿が拠点性の一つだと思われる。

● 多機能性

児童館は隙間産業の様である。それは手の届かない所、痛いところに手を届かく活動を児童館はやっていると考えられる。児童館の活動は来た子どもと関わって遊びながら、子どもがご飯食べてきたのか、元気がないけど何かあったのか等子どもの様子を見ながら、その子どもにあった関わりを考えてやっている。時には子ども家庭支援センターや児童相談所に繋げることもある。

児童館では、虐待を受けた子どものケースを専門機関に繋げている。最近身体的虐待は少なく、心理的なもの、ネグレクトがある。目立つのに親が親になっていない。親の力がないのか、知らず知らずのうちにネグレクトになっていく。親はネグレクトしているつもりは全くない場合もある。

高校生で子どもを生んで、育てられないので赤ちゃんは乳児院、出産した高校生は児童養護施設に入り時々連絡がある。児童館は児童福祉施設であるが18才では終らない、年齢で支援を区切ることは難しい現状がある。若者支援が言

われている昨今、児童館の役割は重要である。

●地域性

児童館や学童クラブは地域と共にと言われている。児童館は地域との懸け橋、ボンドという役割だと考える。

具体的な事業としてフィッシング大会がある。浮間地域には、釣り堀公園がありそこで開催している。青少年浮間地区委員会との協同事業で大人気、地域の方と夜打ち合わせをして内容を決めているが、事業内容は定員 70 名で午前と午後に分かれている。釣りをやった後地区の方が作ったカレーをみんなで食べる。費用は地区委員会と児童館で賄っている。

つり大会には大魚賞と大物賞があり、大魚賞は何匹釣れたか、大物賞は大きい魚を釣った人の表彰式がある。優勝したら感想の作文を書くようになっているが、面白いのもあり、よくできたものは地区委員会のお便りに載るのも楽しみである。

地域事業として「浮間木の葉まつり」がある。浮間小学校と西浮間小学校の地域の子どもまつり、子ども達と地区委員会との協同事業である。

10月20日に開催している。小学生の実行委員会を7月から開催し小学生が中心になって運営し、やりたいお店の内容、招待状、おみこし作り等。実行委員 40~50人、父母のボランティア 40人程度、参加者 1600人、1丁目緑地公園で開催。目的として「子ども達の友達づくり」である。

④ 児童館ガイドラインを見据えた今後の課題

活動に制約がある。以前は遠くに出かけたり、食べ物を作ったり、キャンプをしていたが、安心、安全を第一廃止となり活動がマンネリ化しないように、事業内容、活動に指導員の力、専門性が求められている。指定管理制度の良い面もあるので、直営と指定管理施設との協力体制に力を入れていく必要がある。

ガイドラインでは、拠点性、多機能性、地域性と分かれているが、児童館の現場では、この3つの項目が重なりあって活動しているのが現状である。

⑤ 子どもの権利条約を意識しての活動について

児童館の活動全てが子どもの権利につながると思っている。子どものやりたいこと、してほしいこと受け入れながら活動の基本にしている。

20年4月に浮間中学校の中に浮間子どもセンターが複合施設として、新しく

生まれ変わる。開設に向けて子ども達の意見を取り入れるティーンズ会議を開いて準備を進めている。

(3) 東京都 八王子中野児童館（運営：市）

訪問調査日	平成元年 9 月 9 日（月）
ヒヤリング対象者	八王子中野児童館館長
調査員	小玉 絹江

① 中野児童館の概要

中野児童館は、市内中央部に位置し、学童保育を併設する平屋造りの施設である。

開館時間は 10 時 15 分から午後 7 時となっており、幼児と親子がいつでも遊ぶことができる「子育てひろばルーム」、飲食ができる中学高校生専用の「中高生部屋」、ゆうぎ室、図書室、少人数が集うことができるロビーの他、隣接の公園で一輪車・竹馬・バドミントン・野球ができるスペースが設えられている。

八王子市内の児童館は、10 館の児童館と 2 館の分館がある。学童保育（放課後児童クラブ）は、小学校区毎に（88 カ所）あり、放課後子ども教室も、各小学校で実施している。子どもの放課後対策として、児童館・放課後子ども教室・学童保育と、子どもが選択できる要素を残している。

八王子市では、平成 27 年 3 月策定のビジョン「すくすく☆はちおうじ」に子どもの権利条約を踏まえた「子どもにやさしいまち」の実現を目指す基本理念に沿って、同年 10 月社会福祉審議会児童福祉専門分科会「子どもにやさしいまちづくり部会」を設置し、子どもの参画や相談・救済についての仕組みづくりを進めてきた。

現在、ビジョンの第三次育成計画の下、児童館が中心となって、各児童館代表の子どもや公募の子どもたちによる「子ども☆ミライ会議及びワークショップ」を開催。子どもの意見交換の場を提供するとともに、子どもの活動をサポートする学生リーダーの養成を行い、まちづくりの計画に子どもや若者の意見を反映させている。

② 児童館ガイドライン 児童館の機能を意識した取り組み

● 多機能性

言葉として「多機能性」を使っているが、これまで子どもにおける課題につ

いて何でも受けとめられるのが児童館でもあったため、その意味合いであり、また、子どもの選択肢を増やしていく意味で「多機能性」はとても重要だと考えている。特に子どもの権利の尊重について「多機能性」を尊重していない児童館は無いと考える。中野児童館は、放課後の居場所として、子ども自身が選択できる場所で、ある程度自由度の高い場所だと考えている。

いろいろな背景を抱えている子どもたちがいるため、居場所の一つとして、さらには、子どもの貧困対策に取り組む意味がある。「子ども食堂」や「放課後学習教室」など、全く違う場所もできてきているなか、児童館の「多機能性」を生かして、地域を作ってきたコーディネート力を上手く活かしている。

「拠点性」「多機能性」「地域性」は、それぞれ独立しているものではなく、地域性と拠点性だけではなく、拠点がベースにあるから地域性も発揮できるというように、拠点と言うベースキャンプがあり、地域性も多機能性も使えるという関係になっていると考えている。

多機能性は、いろいろな子どもたちの健全育成の中で、さまざまな遊びを通じた体験を沢山用意している。子どもの中には、「〇〇クラブ」だけに参加するという子どももいるが、「〇〇クラブ」に参加するという意思のある子ども以外の拠点にいる子どもにも、いろいろな対応ができるように行事を実施している。

中野児童館では、体験活動を多く取り組んでいる。児童館を利用する子どもたちに沢山の体験の機会を用意し、子どもたちが自分で拠点にいることを生かし、その場にいれば選んで取り組めるようにしている。

● 多機能性 その1「不登校児童への対応」

八王子の児童館は福祉機能を充実することを目標に、福祉的課題に対応する「八王子型児童館」と言っている取り組みがある。そのなかでも不登校の取り組みに特徴がある。

公立学校の不登校の子どもに対し、不登校の子どもが通う公立学校（現在のフリースクール）を八王子が特区として設置した。その設置の際に、市職員でもあった児童館職員が不登校であった子どもたちと関わってきた経験と実績を理解していただき、不登校の学校の中にプレイルームを設置した。学校に通っても授業に入れない子どもや、配慮の必要な子どもの居場所として、児童館職員がプレイルームで、児童館の活動内容を実施してきた。

- 多機能性 その2「相談対応」

児童館職員は、子ども家庭支援センターと児童館の人事交流をしてきた経緯がある。八王子市内に、子ども家庭支援センターが6カ所あるが、立ち上げから児童館職員が従事している。地域ネットワークのスキルを身につけて、職員が児童館に戻ってきているため、相談スキルが非常に高い。行事を組みながらプレイワーカーとして動くことに加えて、子どもの相談を受けることができる場所として児童館が機能することが求められている。子ども一人ひとりの経験値を高めるような、いろいろな遊びを通した体験活動の中にも、相談として虐待を受けとめることができる役割を、行事の中で組み入れている。行事で何か面白い行事をやるというよりは、日常活動を中心に実施している。

一方で、経験値が少ない子どもや、いろいろな物事が、なかなか上手くいかない子どもたちが多い中で、その子どもを含めて取り組める行事を沢山実施している。

- 多機能性 その3「中学高校生対応の取り組み」

中学高校生の利用率は非常に高く、居場所として利用している。中学高校生は、食事づくりなど、自分で企画するというものが多い。食事をしていない子どもたちも多いため、自分で少ない材料で作らしようと言うことも含めて実施している。子どもたちからの「やりたいことアンケート」を中心におこなっている。他の児童館には、クライミングがあったり、音楽室があったりするが、この中野児童館は八王子市で一番小さい児童館であり、学童保育併設の児童館のため、中学高校生に特化した設備は無い。中学高校生が企画して取り組んでいくことが中心となっている。

- 地域性

日常行っている行事について、児童館職員がプログラムの中身の計画はしない。プログラムの持ち方にも地域性と合わせて多様性がある。どのような方が協力していただけるか、子どもたちが地域の中にどのように大人の方がたと繋がっていただけるのかということ意識している。児童館職員は、コーディネートするだけで、当日運用して実施していくのは、地域の方がたやボランティアの方がたであり、一緒に行事を組みたてる取り組み方をしている。例えば、お手玉であれば、お手玉の会の方が、児童館の機能や子どもの状況を理解してい

いただいた上で、どのようにボランティア活動をしようか一緒に計画している。

午前中の幼児の活動も、ボランティアが入っている。児童館が組むイベントについては「地域性」と「多様性」を意識して地域の方とやり取りをしながら、体験の素材を選び、子どもたちが選択できるようにしている。

③ 今後新たに児童館ガイドラインを意識した取り組み

● 高校との連携 その1

社会的にもいろいろ期待されている地域福祉的な力を意識して、更に充実させたい。

例えば、若者に関して18歳まで児童館に来ていれば、どこか行政のサービスに繋がることができているが、自分で相談場所に行かなくても、児童館に来てさえいれば児童館の職員が繋いでくれているということが18歳までは出来ているにもかかわらず、18歳になると切れてしまう。18歳以降の部分について児童館ガイドラインには明確に書かれていないが、その部分は伏線としてある。

18歳から、特に課題のある背景を持っている子どもたちが、きちんと社会に出るまでどのようにするのかを今後やっていきたいと考えている。そのための機関として、高校との関わりを児童館としてきちんと持ちたい。これまでも実施してきたが、更に充実してやらなければと児童館全体で考えていきたい。現在も高校の職場体験の受け入れ先として実施している。例えば、高校の「美術部」とコラボして児童館の行事を一緒に作り上げるなど、高校生の発表の場になっていたり、高校生が地域の力になる存在でもあり、地域で活躍できる存在でもあるということを地域の方に理解してもらったりしている。高校も地域と関わりたいが、なかなか難しい部分があると聞いており、児童館が間に入り実施している。「科学部」は、自分たちだけの関わりはあるが、外部に向けて関わる機会があまり無い部員に、実験を通して小学生と交わるなどのイベントを実施している。そういうところを、もう少し充実して関わりながら、繋いでいきたい。児童館が中心となって繋げていくことを、もう少しできないかと考えている。

● 高校との連携 その2

また、「多部制」と言われる、午後5時開始・12時開始の「チャレンジスクール」が八王子にはある。なかなか中学の時に学校に行けなかった子どもたちが、

学び直しができるように、いくつかの仕組みが作られている。例えば、朝遅くても良い（12時開始）が、その他は普通の学校と一緒にいる。その他、週3回通学し、レポート通信で3年・4年で卒業できるシステム。または、全く学校には行かず、一定期間のスクーリングだけ受けて、大学の通信のような仕組みとしている学校があるなど、多機能な仕組みを高校が実施している。そして、学校に行かない時間帯は、児童館を利用してかまわないし、高校とも連携がとれている。特に、チャレンジスクールと言われている学び直しの子どもたちには、それなりの課題があるため、高校と連携をとりながら児童館との関わりを持つようにしていくことを考えている。

● 高校との連携 その3

「意見の尊重」について、児童館運営がより充実しなければいけないと考えている。

児童館ガイドラインにも、乳幼児と中高校生との関わりの活動も位置づけられている。または、貧困対策についても、児童館が担っていく内容について、現在子どものおかれている状況に即して、地域に協力するスタンスに変えていくようにしていきたい。

④ 子どもの権利条約等を意識した取り組み

● その1「利用する子どもの意見と気持ちを尊重した取り組み」

館の運営・ルールづくりは、全部子どもたちで行っている。子ども意見を尊重しようというのが基本となっている。しかし、どうしてもルール化できないことがある場合、その時は、「児童館職員としてはこう考えているよ」と、お互いに話し合いをしながら対応している。

権利に関しては、ベースとして非常に大切であると意識している。「多機能性」とも繋がっているが、来所の子どもがその日、どういう気持ちで、どういうふうに児童館を使いたいのかについて、児童館職員が理解し個別に対応したいと考えている。例えば、「今日は児童館に遊びに来た！」「今日は、ただ職員と話しをしたいから来た！」「職員は関わらないでちょうだい！自分はひとりでゆっくり勉強したいし、飲食してゆっくり過ごしたい！」という様々な気持ちの時があるため、そこをきちんと捉えようとしている。

中学高校生の意見から、その時の気持ちや意志を表現できるようにした名札

を使用したシステムを取り入れている

「青名札をちょうだい」と言ってきたら、職員はその日は、その子どもと距離をおくようにしている。名札の色分けを子どもの意思表示としている。また、赤い名札をつけている人は、「その年齢より小さいお友達と遊びたい・関わりたい・ボランティアとしての気持ちで来ていますよー・・・先生と同じです」など、気持ちの意思表示としている。「子育てひろばルーム」は、基本的には小中高校生は入れないが、赤い名札をつけて、小さい子どもの遊び相手をしたい・・・ということであれば、保護者の了解を得て、赤い名札をつけて入ることができる。赤い名札をつけていない子は入れないが、つけている子は、遊ぶのではなく幼児と遊んであげる役割を担っている。

利用する子どもたちの意見と気持ちを尊重して使ってもらいましょう、ということがベースとなっている。

● その2「子ども☆みらい会議&ワークショップ開催」

八王子市として、子どもの権利を尊重し、子どもの意見表明を大事にした活動を位置づけている。子どもたち自身が八王子に愛着を持って、八王子に意見や関わりをもってもらえるように育てていこうという取り組みをしている。その基本ベースを担っているのが児童館である。学校単位ではなく、地域を中心に児童館が関わっている。児童館に来ている子どもたちが、児童館の日常活動の中で八王子のまちづくりに対する取り組みをしている。

今回、子どもたちの意見として、八王子市に「子どもの遊び場所をもっと作って欲しい」と提案した。提案の前に、児童館の日常的な活動の中で地域の遊び場所にどんなどころがあるかについて、自分たちで調べたり、アンケートをとったり、子どもたちでリサーチし、「遊び場マップ」を作成した。そのワーキングの中で代表の子どもが市長に意見表明している。

⑤ 権利条約・ガイドラインを活用していく今後の展望

児童館がやってそれで終わりではなく、児童館が「拠点性」「多機能性」「地域性」を持った場所だからこそ、子どもの権利や意見を尊重したものを社会全体が意識していくことができるように、児童館での子どもの意見を尊重した取り組みを、今度は学校でも・若者にも意見を言う仕組みづくりが必要となると考えている。児童館を中心として、子どもの権利を尊重する取り組みを地域

の中で、子どもの意見を聞いていく大人の姿勢を発信できる環境づくりをしたいと思っている。児童館が社会の中に「児童の権利」「子どもの意見を尊重した関わりをする」という仕組みを作れないかと考えている。

(4) 東京都 品川区東大井児童センター（運営：区）

訪問日時	平成元年 10 月 21 日（月）
ヒヤリング対象者	品川区東大井児童センター館長
調査員	小玉 絹江

① 東大井児童センターの概要

東大井児童センターは、京急鮫洲駅ホームから見える位置にあり、保育園との複合施設である。区内に 25 カ所の児童センターがあり、さらに 9 カ所の中学高校生の様々な活動を支援している「ティーンズプラザ」がある。東大井児童センターは水曜・木曜は中学高校生対象事業として、19 時までの延長開館を行っている。

施設は、4 階建ての 3 階 4 階に位置する。3 階には、バンド練習ができる「バンド練習室」・材料を持ち寄ってクッキングを楽しめる「キッチン」・おしゃべりやボードゲームなどを楽しめる「ひろば」・乳幼児親子専用ルーム「親子サロン」がある。4 階には、トンボ玉作りやガラス工芸などを楽しめる「ものづくり室」と、のんびりくつろいで本も読める「図書室」・卓球やダンスが楽しめる「ホール」がある。さらに「屋上」では、バスケットやミニサッカーなど体を思いきり動かすことのできる場所がある。

放課後児童クラブは、放課後子ども教室を一体的に運営する形で「すまいるスクール」として区内全ての小学校並びに義務教育学校（37 カ所）で実施されている。

13 カ所の児童センターは、区職員の館長を配置し、地域エリア内の委託館とすまいるスクールの管轄を行っている。

運営の基本は、「また明日も来たいね」と言うところを大事にしている。

② 児童館ガイドラインの児童館の機能を意識した取り組み

● 拠点性 その 1

「音楽を通じた仲間づくり」を挙げたい。バンドをやりたいと言ってきた時に、必ず言うのが「仲間づくり」の言葉である。それぞれのバンドが音楽をやるだけでは無く、バンド練習に来ている仲間同士を繋げるために、「ミニライブ」の開催をしている。そこでお互いにリスペクトし合えるような関係を作り、ライ

ブをやる時に子ども同士が、司会や音響などの役を担ってもらうことで繋がるように意識している。

ミニライブは年に2~3回あるが、ライブ前にスタッフ会議を複数回行う。バンドメンバーだけでなく、バンドをやっていない子どもたちにも「スタッフやらないか」と、声をかけている。それがきっかけでバンドを始めるのも良いと考え、仲間づくりに繋げている。音楽はやらないけれど司会とか照明とかはやりたい。バンドをやる子どもたちを驚かせたいと言ってくれる子どもたちもいるため仲間が広がり、スタッフ活動がきっかけで普段のおしゃべりや遊ぶ姿が見られる。役割分担は、具体的に「照明は誰がやる?」とか「どんな感じに装飾する」など、小学生・中学生・高校生が担っている。その中で、小学生の「やりたいやりたい」と言う姿がある。職員からも、音響と照明は中学生以上とかバンドのサポートは高校生以上などの提案をしている。そうすると、「早く中学生になりたい」と言うてくる小学生もいたりする。普段接点のない中高生が活動している様子は、小学生にとってあこがれの存在となり、「わたしたちもやってみよう」という声が聞かれるようになる。

大きなライブは出場という形式で行うが、他のバンドを応援するように、職員全員が意識している。品川区全体にそのような気質が強い。品川の児童館職員は個性的な人は多く、その時の職員で館のカラーが変わってくる。やらなければいけないことは決まっているが、その時の味付けでカラーが変わり事業内容も変わってくることもある。

● 拠点性 その2

「居場所」を保障したいと考えている。品川区ではボードゲームにブームがきている。ボードゲームの情報収集を沢山行っている。今、東大井児童センターでは「人狼ゲーム」が流行っており、このゲームは、人数が多い方が面白いと子どもたちが気づき、学年や学校を超えて「いっしょにやろうよ」と、声をかけあう姿が多々見られる。職員のしかけもあり、ひとつのツールとしてとても良いと考えている。これは児童館に向いていると思うゲーム・誰でも入れるゲーム・1人ぼつんとした子どももやりやすいゲームなどを職員が探してきている。中学高校生世代になると、頭を使ったり、じっくりやる「カタン」や、時間がかかるゲームなどが人気である。ゲームをやりながらいろいろな話し(学校の話・先生の話・部活の話)が出るのも児童館の強みと考えている。

「ボードゲーム大会」も行っている。TVゲームが好きな子も多いので、中・高校生世代から「やりたい」と言う企画を持ち込まれたこともあり、「TVゲーム大会」も、年3回程度実施している。大会の時はプロジェクターを使って、中学生が参加者を並ばせたり、チケットを作って順番を決めて、わからない子どもには優しく教えたりする姿がある。表を作り、「何点取った子は」〇〇するみたいなことをよく考えて行っている。静的な遊び、動的な遊びの両方を遊びのツールとして取り入れることが大事なのだと考えている。特に中学高校生世代がやりたいと言ったものは、できるだけ実現するように意識している。

● 多機能性 その1

児童館として、課題を抱えている子どもの利用も大事にしたいと考えている。来館しやすい雰囲気を作る努力をしている。品川区は平成18年度に品川区要保護児童対策地域協議会（こども家庭あんしんねっと協議会）が発足し、平成24年度には、「要対協を包括した「区虐待防止ネットワーク推進協議会」の発足で、13地区児童センターが事務局となって顔が見える関係づくりを地域単位で実施している。早い時期から、地域で連携を取り、課題を抱えている子どもたちの受入をしている。

学校の意識もずいぶん変わってきており、昔は「学校を休んで朝から児童館ってなんだ」が、今は家から出られないよりは児童館に来れるなら「ワンストップ」の場所にしようと思ってくださる学校が増えてきた。現在は学校に行っていないけれど、児童館には来ている子どももいる。また、学校が終わる時間に来て、一緒に遊んでいる子もいる。職員にはちゃんとカミングアウトして相談している子どももいる。学校には行けていないけれど、児童館には来れているケースもある。何がきっかけになるのかわからないため選択肢がいろいろあるのは良いことだと考えている。

こんな例があるそうだ。最近、パワードリームに出場するグループで、ドラムがいなくて出場できないため探していた時、1年先輩で最近解散したバンドの男子に聞いてみたら引き受けてくれた。その男の子は、学校にずっと行けていなかったが、ドラムの代役を引き受けたことで「やっぱりドラムっていいな！」と言って、その日から毎日児童館に来るようになった。職員が最近学校に行く用事があった時に「最近〇〇君は学校来てますか？」と聞いてみたら「学校に来ています」との返事をいただき、もしかしたらバンド活動を行い、外に出る

きっかけができ、表情も明るくなることができたのかなと感じた出来事であった。

● 多機能性 その2

この地域には「子ども食堂」が多い。子ども同士で子ども食堂に行く子どもも多く、児童館職員からも少し情報を提供し「今日、子ども食堂あるよ」などと言うと、子ども同士で利用する姿が見られる。中学高校生世代は、家族より友達と行く子が多い。品川の子ども食堂は貧困のイメージが薄く、「誰かのご飯食べようよ！」の空気を作ってくださっているので、行きやすいと思う。値段もすごく安いので中学高校生世代にも利用しやすい。

児童センターと子ども食堂との具体的な関わりはまだ弱いですが、気にかかる子どもがいる時は、意識して声をかけたりしている。

● 地域性 その1

地域連携は多く、地域と連携した行事を長年実施している。例えば東大井児童センターでは、午前中の乳幼児向けプログラムで「ハロウィンカーニバル」を実施している。仮装して「トリックオアトリート」と言いながら、鮫洲商店街をまわる際に、商店街がポイント店となる役を引き受け、全面的に協力を得ながら実施している。50組の乳幼児親子を募集するが、キャンセル待ちが出るほど人気のプログラムとなっている。

また、劇団等の公演などを開催する際は、学校が会場を快く貸してくださり、学校の体育館で実施している。

● 地域性 その2

児童館では、自主サークルの利用者協議会がある。区の姿勢として「ママたちの自主サークルを応援しましょう」という時代があり、現在も自主サークルを立ち上げ、利用者協議会を開催し、いろいろなところで関わってもらっている。東大井児童センターでは「音楽サークルニッコリ音楽隊」や「本の読み聞かせ」、「預かりあい（アイアイ）など3つのサークルが活動している。

児童センターは、利用者協議会を主催し意見集約をする。サークルの結成は、基本的にはママたちだが、例えば、幼稚園に通わせて時間が空いているママたちにクッキングサークルの発案を呼びかけ結成したサークルもある。そのママ

たちが小学生のクッキングの講師役を担ったりすることもある。また、孤立しているママたちに「アイアイ」を紹介してみたり、毎月乳幼児親子への読み聞かせをしてもらったりと、ママ同士・世代を超えて関わり合う時間を大切にしている。ママ同士にとっても、日常のおしゃべりを通して、いろいろな情報交換の場にもなっているのがすごく良いと思っている。

音楽のサークルなどは、子どもの年齢が高学年とか中学生になってもずっと続いている。これらの自主サークルの活動場所を確保するのが大事だと思っている。センター祭りでは必ず来てもらって発表をしてもらっている。

● 地域性 その3

区では、乳幼児保護者への取り組みの一環として、「しながわネウボラネットワーク」「ベビーマッサージ」保健センターとの連携事業などに予算をつけている。全ての児童館で年間4回ベビーマッサージを実施している。そのうち1回は「パパのためのベビーマッサージ」にすることでパパ同士が知り合うきっかけになるように意識している。または、「夫婦で来ても良い日」や、助産師さん（公益社団法人品川助産師会）との連携で、骨盤ケアなどいろいろと企画してもらっている。今年度から「卒乳講座」も実施している。

東大井児童センターでは、パパの利用を進める手立てとして、「パパと一緒にベビーマッサージ」「ダイナミックプラ電車」など、パパと子どもで参加しやすい行事を設定しながら、徐々にパパ同士の関係作りが広がるように工夫している。

企画内容の掘り起こしについては、親子の広場開催の片付けをしながら、参加者の会話を拾ったり、講座開催時にアンケートをとり、そこから意見を拾い上げている。また、品川区独自の「親育ちワークショップ（1クール5回）」を館長児童館で実施し、ワークショップの中から子育ての悩みをひろいあげている。

● 地域性 その4

品川区としては「中学生と赤ちゃんとのふれあい事業」を開始して10年ほど経過している。（一部、小学生とのふれあい事業も実施している）授業に位置づけられていて（市民科の授業）、自分が親になったらどうだろうか、小さいものを慈しむなど、自分がどのように愛されて育ってきたかを目的に、東大井児童センターは年2回開催。（回数、内容は各児童館と学校とで話し合い決めている）

保健センターの協力で、赤ちゃんについて学び実際に乳幼児親子と交流する。この交流を通じて、自身の将来についても考える良い時間となっている。児童館職員は、進行役を担い、地域の方にも各グループにサポート役として関わってもらっている。このための事前の打ち合わせも実施している。

③ 今後、新たに児童館ガイドラインを意識した取り組み

東大井児童センターは子どもの意見・親の意見の両者の意見を聞く機会が少し少ないと思っているため、それを聞く機会をもっと設定する必要があると考えている。

また、職員に児童館ガイドラインを読んだことあるかと質問してみたところ今ひとつの返事だった。改正されてすごくわかりやすくなり、職員として大切にしなければならない内容が書いてあるので、若手の職員対象に「研修」の必要性がある。

さらに、児童館職員としてずっと感じていることの一つに、居場所のない子どもたちに居場所を見つけてあげたいということがある。引きこもりの子どもや、高校を中退した子どもたちがどうしているかが気になる。何処にも行く場所がない。かろうじて職員と繋がっている子どもたちは、ほんのわずかだと感じている。または、若年出産で親になった利用者が、悩みもあるだろうから来てほしいと感じるが、同世代の利用者の視線や、地域の大人の視線などを気にして来づらくなり利用しなくなる。児童館も関わって、いろいろな機関と連携してこのような子どもたちの「居場所」づくりをやれないものかと感じる。児童館利用で、子ども同士は仲が良かったりしても、周囲の大人の理解がなかなか進んでいない状況に取り組む必要がある。児童館のあり方検討会などの時に提起していきたい。

(5) 東京都 目黒区平町児童館（運営：ライクアカデミー（株）

訪問日時	平成元年 9 月 3 日（火）
ヒヤリング対象者	目黒区 平町児童館 館長
調査員	小玉 絹江

① 平町児童館の概要

平町児童館は、平成 30 年 4 月 1 日に目黒区のエコプラザ移転に伴い、改装を経てオープンとなった。目黒区は、現在児童館が 15 館あり、直営が 12 館、民営が 3 館となっている。

施設は、地下 1 階から地上 4 階の 5 階建てとなっており、0 歳～18 歳までの子どもたちが楽しい時間を過ごせるよう、年齢に応じた設備・遊具を揃えている。地下 1 階の「ほっとスペース」「音楽スタジオ」のほか、ボール遊びや一輪車が楽しめる「多目的スペース」、フローアも大きくとれている 0 歳から未就学児専用の「乳幼児ゆうぎ室」、折り紙・オセロ・トランプなどのゲームの種類も多い「児童ゆうぎ室」、いろいろな道具や素材で工作を楽しむことができる「クラフトルーム」「図書コーナー」では、いろいろな本がある他、木曜日には中学高校生学習会が開催されている。

コンセプトは、「地域の子育て世代の方々が交流し、小学生が楽しく遊び、中学高校生が自分らしさを発揮できるように、職員一同が全力サポートする」としている。

目黒区は、平成 17 年 12 月に「目黒区子ども条例」を公布・施行。平成 27 年 3 月に「目黒区子ども総合計画」を改定するにあたり、中高生のアンケートや中高生ミライ計画部@めぐろ座談会開催に児童館も深く関わっている。とりわけ、「中学高校生による中学高校生のタウン誌「知ろう、探ろう、めぐろう」は、2008 年に制作をスタートさせ、これまでに 11 号を発行させるという実績に児童館が中心となって継続させてきている。

平町児童館の中高校生向けイベントには、「中学高校生学習会」・クッキングの「Teens Diner」「Special Sports Saturday」「人狼 Night」「Teens Craft」・中学高校生も楽しむ「特別企画」などを 18 時～20 時に実施している。

職員は、18 人（常勤が 10 人、パート 8 人）いるが 20 時までの勤務があるためシフト制で行っている。

休館は、第二・第四日曜、祝日となっている。

② 児童館ガイドライン 児童館の機能を意識した取り組み

● 拠点性

まず、乳幼児が好きな時間に来て利用することができ、時間で区切られずに過ごすことができる。授乳スペースも広いスペースを確保している。午前中、地下スペースに、乳幼児用の遊具で9時～14時半ころ迄は、体を動かすことができることから、子育て世代の交流を促進している。また、近隣の保育園児の利用もあるため、乳幼児から児童館に親しむ環境となっている。

● 多機能性

乳幼児や中学高校生世代など、目的に合わせた専用の部屋があるため、活用していきたい。

子ども一人ひとりを把握するために、個人記録を大切に位置づけている。記録には「良いこと」も書くようにしている。

現在、ランドセル来館を開始している。児童館では、ランドセル来館と学童クラブの両方があるが、ランドセル来館は、18時まで利用可能だがおやつは無いと言う状況である。

● 地域性

目黒区が町会とは別に住区方式をとっている。普通は町会が中心だが、住区別の住民会議があり、エリアで言うと西住区になるが、小学校で見ると、東住区も管轄となるため、両方の盆踊りに参加し、住民に児童館をアピールすることを意識している。

児童館が「拠点性」に繋がるためにも、児童館職員の顔を覚えてもらうことを意識して活動している。

職員用のポロシャツは蛍光ピンクで揃えている。最近は、「ピンクがいるから児童館でしょ」と覚えてくれる人も増えてきている。

夏、児童館で「ヨーヨーの店」出店した。機会があれば地域に顔を出し「児童館あるよ」と伝えるようにしている。

地域との協力では、PTAの親父の会と一緒に花火大会の運営をしたり、サポートで入るなど地域との関わりを持つようにしている。

また、今年度児童健全育成財団の「どんどこプロジェクト（助成金で地域のNPOなどと連携し、児童館の活動を広める）」に入り、中学校の校庭を借りて、休館日に「移動児童館的活動」を実施している。

③ 今後、新たに児童館ガイドラインを意識した取り組み

児童クラブの経験年数が長い人は多いが、児童館としての経験が短い職員が多い。

昨年度は職員とガイドラインの勉強会を実施し、取り組みなどを発表する機会を持った。今後の平町児童館の目標をロジックツリーで事務所内の目につくところに掲示し、常に職員が確認できるようにしている。

既にコミュニティーが出来上がっているところに児童館ができたため、拠点という意識が地域の中に出ていないと感じている。

今日も、乳幼児親子から「初めて来ました」と言われ、まだまだ認知されていない。「知らなかったです」など、ここに児童館があることが知られていない状況をいつも意識して「地域フェスタ」などの時に、ダンスサークルで参加したり、積極的に参加し、片付けまで手伝い、ピンクのポロシャツを着て児童館ブースを開いたりして、拠点になっていけるよう模索しているところである。

④ 子どもの権利条約を意識しての取り組み

利用者からの、特に中高生からの「これやりたい！」という意見には「ダメ」ではなく「どうやってやるか、できるか」を一緒に考えている。

また、児童館の開設時から「TM（平町）キッズスタッフ」として活躍できる場を実施し、活動についての話し合いを重ねている。これを3~4年先を見据えて「ティーンズスタッフ」まで持って行けるように仕組みづくりをしている。他にも、子どもたちがいろいろなイベントでも活躍できるように、毎日17時30分～「じゃんじゃん」という取り組みを実施している。

⑤ ガイドラインや、権利条約を実行する上での課題

職員が研修する場が不足していると感じる。

ついこの間、権利条約の研修を施設内で実施したが、自分で勉強することも必要なことだが、そこまでなかなか出来ていないため職場で実施した。児童館としての関係をどう作るかなど、「子どもの権利をどのように考える？」などの研修がまだまだ不足している。

また、運営のための予算も潤沢では無い。物品でも足りないものをどうやって充実させていくかが課題となっている。

(6)群馬県太田市 ぐんまこどもの国児童会館

訪問調査日	令和1年8月27日(火)
ヒアリング対象者	児童厚生員
調査員	氏家博子

① 児童会館の概要

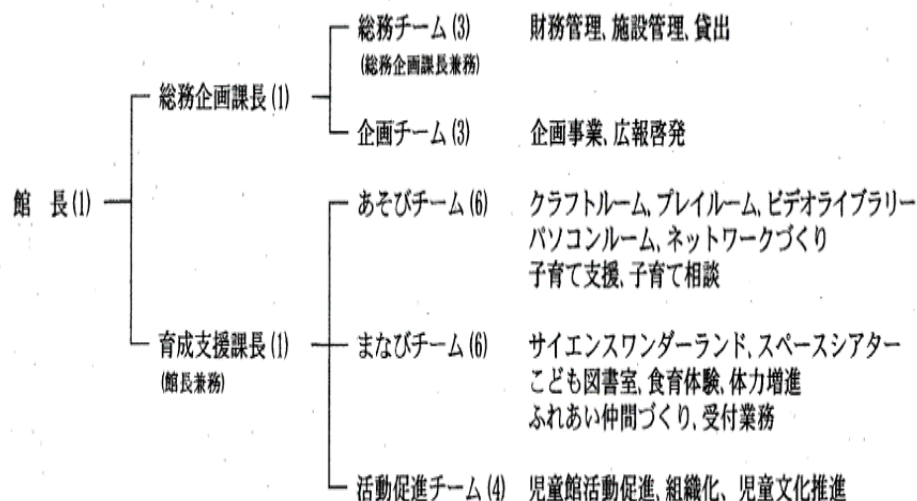
ぐんまこどもの国児童会館は、昭和54年国際児童年の記念事業として発案され、平成2年に子どもの情操と健康な体を育むための大型児童館として、設立されたものである。

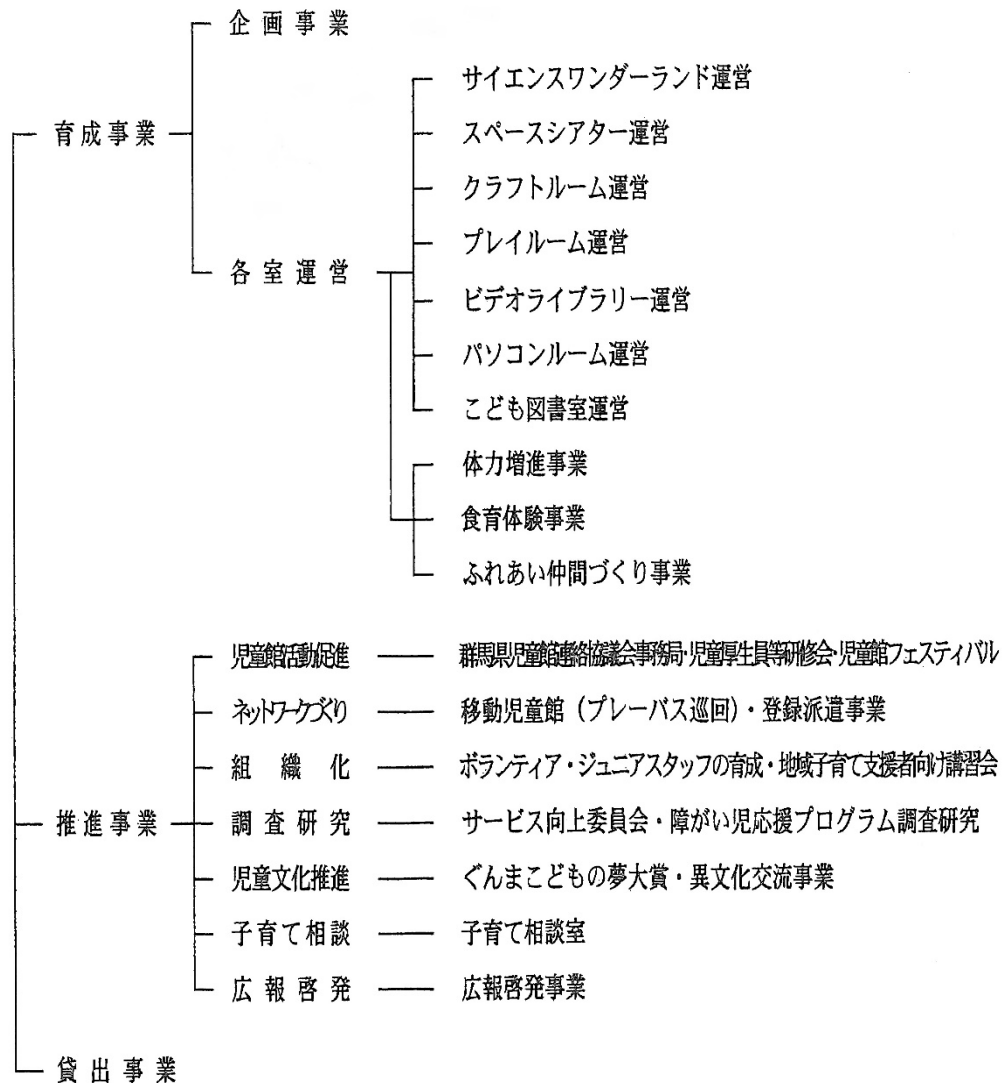
多様な遊具と自然に囲まれた広大な「金山総合公園ぐんまこどもの国」の中の屋内施設として親しまれている。自然の中で体を使って遊び、室内では科学や宇宙にふれ、身近な材料を使った工作を体験するなど、子ども達の多様な興味や好奇心を養うことが出来る施設である。「子どもファースト！～遊びを通したすべての子どもの育ちを継続的に応援します～」を基本理念に、複雑な社会状況を反映した多様化するニーズに向き合いながら、次代を担う子ども達の健全育成と、子ども達が抱く夢の実現に向けて運営している。

事業では、いつでも誰でもが安心して楽しむことが出来るように、施設の機能を生かした事業や、学校の長期休暇や季節に合わせて、様々な企画事業に取り組んでいる。

「子ども文化の発信基地」として、関係団体と連携を図りながら、多様な観点から子ども達の健やかな成長と発達を願い活動を実施している。

組織 (平成31年3月31日現在)





*フロア紹介

- 1 F ・サイエンスワンダーランド ・ハイビジョンシアター
- ・こども図書室 ・インフォメーション
- 2 F ・多目的ホール ・プラネタリウム ・クラフトルーム
- ・プレイルーム ・パソコンルーム ・ビデオライブラリー
- 3 F ・ビューラウンジ ・研修室 ・授乳室

②児童館ガイドラインの機能を意識した取り組み

●拠点性

こどもの国児童会館は公共交通機関から離れた立地のため、小学生以下の子ども達が一人で遊びに来ることが物理的に困難であり、大人が運転する自

家用車での来館が多い状況である。中高校生になれば、自転車で友達と一緒に来館することもある。拠点性に該当する活動としてジュニアスタッフ（小学4年～高校生の活動があり、1年更新で現在は28名で構成している。活動内容は大型企画行事（例 七夕まつり、縁日、クリスマス会）でのコーナー運営や希望する活動等、月1回程度実施している。

活動の後には、活動日誌を記入し、各自が振り返りを行うとともに、担当職員はその内容を反映させ、次の活動にいかしている。

このジュニアスタッフの活動においても、活動のための送迎など保護者の協力が不可欠であり、保護者の理解が大きいようである。

ジュニアスタッフを経験した子どもが成長し、登録ボランティアになって活動する人や、大学生になって、館のアルバイトや実習にきて児童館職員を目指す等継続的活動につながる人もいる。他に中高校生の職場体験や大学生の実習も数多く受け入れている。

●多機能性

幼児を中心にした「おたんじょうてがた」。生後5ヶ月から3歳までの乳幼児を対象とした事業で、色紙に手形をとり、メッセージを書いたりして、記念にもなるため、リピーターも多く、口コミ効果もあり、人気事業のひとつである。

他にも、子育て家庭の支援、職員と保護者の交流、保護者同士の交流の場の定供等を目的とした事業を継続的に行っており、多機能性を意識した活動といえるものである。

また、幼稚園や保育園、小学校の校外活動等での利用では、館内施設の利用団体向けプログラムの利用も多く、おおいに活用されている。中高生においては職場体験や授業の一環としての活動発表の場としての受け入れ等、比較的連携は取れていると思われる。あわせて、安全管理や防犯の観点から警察や消防署との連携も図っている。

「障がい児応援プロジェクト」（にこっとGO！！ 遊びの出前）

障がいをもった子ども、配慮が必要な子どもが楽しめる遊びのプログラムの開発を行い、遊びの出前事業（アウトリーチ）を障がい児学童クラブや放課後等デイサービス等を対象に実施している。

また、県からの受託事業として、児童福祉週間啓発行事、放課後児童支援員

研修等を実施している。

●地域性

大型バスの専用駐車場があるため、県内だけでなく近隣地域からも幼稚園・保育園、小学校による大型バスでの来館があり、利用の多い日は10団体以上の来館がある。またプラネタリウムの学習投影やクラフトルームでの工作等、団体利用も多い。特に小学5年生は、太田市にあるスバルの工場見学の前後に利用するケースが目立つ。なお、利用料金が無料（プラネタリウムの観覧料のみ大人300円）であるが、県内の施設であれば、減免制度があり観覧料も無料となることや、屋内外での活動が天候により使い分けられる点等が利用団体からすればメリットになっているのではないかと考えられる。

地域連携としては、複数の高校と連携をとって、講座や教室を開催しており、高校生が理科教室、英語の読み聞かせ、スライム作り等を一般利用者に提供している。学校側の感想としては会場が広いので、生徒達が計画していることを十分に発揮でき、好評と伺っている。

③子どもの権利条約を意識した活動

ジュニアスタッフの活動は子どもの「意見表明権」に該当する場面もあると思うが、子どもの権利を意識して活動に取り組んでいる訳ではなく、結果として、子どもの権利に該当することとなっているようである。

④児童館ガイドラインを意識した今後の取り組み

大型児童館の役割として、県内児童館の館長研修会では改正児童館ガイドラインをテーマに実施。

子どもの権利に関する意識や、現場においてどこまで浸透しているかは不明である。

また、遊びのプログラム開発ができていないことも課題である。児童館の設置がない地域に行って遊びの出前を実施しているが、他の施設や団体からのニーズも多いため、実施に係わる時間や労力等も課題である。

現在ショッピングモールや公共施設の民営化等類似施設を低料金で利用出来、一般利用者からは同じように見えるため、児童会館は児童福祉施設としての遊び場だと、社会へ発信していくことが重要だと思われる。

●大型児童館として役割

児童館の設置がない地域へ遊びの機会を提供する移動児童館の充実。県内児童館における活動促進の充実や子どもの権利を活動のなかに意識して取り入れる等が今後の課題である。

(7) 千葉県 市川市中央こども館

訪問日	平成元年8月21日(水)
回答してくれた館	市川市中央こども館
調査員	加藤 純子

市川市のこども館マップ



	館名	電話番号
1	中央こども館（生涯学習センター内）	047-320-3337
2	中国分こども館（西部公民館内）	047-375-6547
3	柏井こども館（柏井公民館内）	047-339-3754
4	曾谷こども館（曾谷公民館内）	047-372-2892
5	本北方こども館（東部公民館内）	047-337-8936
6	市川こども館（いきいきセンター市川併設）	047-322-1404
7	大洲こども館（こども発達センター内）	047-376-1212
8	南八幡こども館（勤労福祉センター内）	047-376-1118
9	田尻こども館（いきいきセンター田尻内）	047-379-1863
10	信篤こども館（信篤公民館内）	047-327-0141
11	本行徳こども館（本行徳公民館内）	047-359-1351
12	末広こども館（行徳支所内）	047-359-1671
13	相之川こども館（南行徳公民館内）	047-356-7381
14	塩浜こども館（ハイタウン塩浜1棟内）	047-396-1765

1. 「市川市として児童館ガイドライン・子どもの権利条約を意識した取り組みをどのように実施しているかの調査」

① 「拠点性」を意識した内容

市川市には、直営のこども館が14館あり、直営である利点を生かし、市政を反映した取り組みを柔軟に実施することが可能となっている。

現在は、こども館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、以下のような事業を行っている。

- ・年齢の異なる子ども同士がお互いに意見を出し合い企画、運営し協力し

あえるような、子ども実行委員の実施。

- ・「あつまれ赤ちゃん」「あつまれ1歳」「あつまれ2歳」などの年齢別親子活動の実施。
- ・その他親子活動「1・2の3でおはよー」「父親支援」など、子育て親子の交流の場の提供。
- ・「卓球開放」や「中高生タイム」など、小中高校生を対象とした事業の実施。
- ・配慮の必要な子どもや保護者の為に、ユニバーサルデザインの視点に立った視覚的な掲示方法を推奨している。職員間でも共通理解が図れるよう研修を行っている為、市川市のどこのこども館に行っても、配慮の必要な子どもをはじめとする、全ての利用者が「わかりやすい」「利用しやすい」よう工夫している。

② 「多機能性」を意識した内容

- ・来館時や電話などでも子育てや子ども達の相談を受けている。職員が「何でも聞くよ、いっしょにかんがえよう」とメッセージの入ったバッジを作成し、それを身につけることで、相談しやすい雰囲気を作り、気軽に相談できるようにしている。
- ・家庭や友人関係などに悩みや課題を抱える子どもや虐待や貧困が疑われる場合など、関係機関と連携し支援を行っている。(保健センターや相談関係各課、教育機関との連携)

③ 「地域性」を意識した活動

- ・市内の中学校及び高等学校と連携し、「乳幼児と中学生のふれあい交流事業」を地域の主任児童委員と共に実施している。中高生にとっては乳幼児に対する愛情を持ったり、保護者の方から出産や育児の体験談を聞くことで、親の気持ちや命の大切さを感じ、将来子育てを行う上での貴重な予備体験となっている。また、乳幼児にとっては、家族以外の人と触れ合ったり、普段とは異なる体験や遊びが乳幼児の発達を促し、他者への興味や関心を生んでいる。保護者にとっても、愛情を持って接してもらおうわが子を見て、地域とのつながりに安心感を実感し、わが子の成長を再確認する機会となっている。
- ・小・中・高校生世代、大学生を対象としたボランティアや職場体験、施

設実習を受け入れ育成の場の提供としている。

- 市内の幼稚園、小学校、中学校等で地域住民と学識経験者やPTAなどで構成されている「コミュニティースクール」という組織の会議に参加し、情報を共有し連携をとっている。

謝辞

貴重なお時間を本調査のインタビューや資料作成に御協力くださった児童館、児童センターの先生方に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。有り難うございました。